

## 令和3年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第4回東彼杵町議会定例会は、令和3年12月8日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	一般質問
日程第4	庁舎整備特別委員会調査報告の件（委員長報告、質疑）
日程第5	議案第68号 東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定について
日程第6	議案第69号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第70号 東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第71号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第72号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）
日程第10	議案第73号 令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第74号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第75号 令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

6 散会

## 開 会（午前9時28分）

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。口木総務厚生常任委員長。

### ○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会において、町内の各団体に対する行政調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

#### 記

#### 1 調査事件

- ①特定非営利活動法人「おんぶにだっこ」
- ②東彼杵町シルバー人材センター
- ③東彼杵町社会福祉協議会

#### 2 調査年月日

令和3年11月29日

#### 3 調査内容及びその結果

東彼杵町内における各団体の現況調査を実施し、それぞれ自己紹介の後、各団体の代表者及び担当者の説明を受けました。

初めに「特定非営利活動法人おんぶにだっこ」の担当者の説明を受け、子ども・保護者・地域みんなの笑顔が集まる場所ということで「みんなおいでよ」「すくすくねんね」「学童保育にこにこはうす」の3事業を行っているとのことであった。

「みんなおいでよ」の活動内容として、つながる広場・くつろげる居場所の提供等子育て支援の活動を行うとともに、現在は月1回（第3土曜日）の「子ども食堂」を開いているとのことであった。以前は親子が主体だったが、今は高齢者の方も見えられるとのことである。11月は60食分提供した。食材は、主に「させぼ子ども食堂ネットワーク」より調達しているとのことでした。完全なボランティアで町からの補助金はないとのことである。

総合会館保健センターで実施している「すくすくねんね」では、子供の避難所としても利用しているが、管理が役場になっているため保健師さんと連絡を取りながら行っている。コロナ前の利用は年間7,000人ほどであったが、令和2年度は1,000人ほどであった。

むつみ荘で実施している「学童保育にこにこはうす」では、毎日利用する児童と休み期間だ

けの利用者で100人程度の登録があり、毎日50人程度の利用がある。

次に「シルバー人材センター」の行政調査ということで農民研修センター内の事務所でセンター長から事業内容の説明を受け質疑応答を行った。今のシルバー人材センターは平成24年にそれまでの人材センターから再出発をして、現在に至っています。現在の登録数は男性30名、女性13名である。人材センターと会員との雇用契約はないので、保険の適用もないそうです。配分金は仕事の内容によって違っている。仕事内容は除草・草刈り・剪定が主で、あとは農作業、土木、施設の掃除、給食センターの運転手等である。令和2年度は467件の依頼があった。高齢者がほとんどで、仕事の内容によっては断らざるを得ない状況も出てきている。複数人での現場作業では、リーダーを決めて事故・怪我がないように心がけている。長崎県の最低賃金はクリアしている。官公庁や企業と個人に対しての賃金面で少し考える余地があるのではないかと意見があった。

最後に東彼杵町社会福祉協議会に出向き、事務局長及び各担当職員より事業説明や実績報告を受け、質疑応答を行った。昨年度までは介護事業として3種類の事業を行っていたが、訪問介護は大幅な赤字が続いていたため今年の4月から休止しているとのことであった。居宅介護支援事業では資格を持っている2名の職員が担当しているが、収益は出ていない状況である。利益があるのは通所介護事業だけで、年間7,000名程度の利用があり、令和2年度は600万円の収益があった。そのため職員の不足が生じ、今年度は職員数を増やし忙しい事業に力を入れている状況である。

コロナ禍で特例の資金貸付事業が国から全国の社会福祉協議会に委託されていて、緊急小口資金特例貸付・総合支援資金があり、令和2年度は約2900万円、令和3年度は2300万円(51件)の貸し付けを行っている。これまでは回収できていない事例はなく、長期間かけても返済してもらっている。他に生活福祉資金(県社協委託事業で社協は窓口)では主に学校進学時に借入れが多い貸し付けで、年間2件から5件で100万円から500万円である。福祉資金(町単独事業)は主に生活費の借入れで上限10万円、無利子で年間5名ほどの借入れがある。

生活支援体制整備事業が今年度より始まり、生活支援コーディネーターを中心に地域での生活を支えあう仕組みになっている。その中で12月から飯盛・川内地区で社協の車を使用した買い物支援事業が始まります。運転手は地区のボランティアをお願いしている。

他にも食事サービス・子育て支援・要援護者ネットワークづくり等14の事業が行われている。マスク・手指消毒はもちろん、密にならないような対策を考えながら仕事をされていた。

社協の会長より、大雨地震等災害に対して、平時から対応するのは難しく今のスタッフでは手が回らない。行政の力を貸してほしいとの要望がありました。

3事業所とも補助金は適正に管理されており、職員全員が町民の福祉向上を念頭に仕事に専念されていた。以上です。

#### ○議長(吉永秀俊君)

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。浪瀬産業建設文教常任委員長。

## ○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管である教育委員会（小学校）についての調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

- 1 調査年月日 令和3年11月9日
- 2 調査事件 ①東彼杵町立彼杵小学校の施設の状況  
②東彼杵町立千綿小学校の施設の状況
- 3 場所 ①蔵本郷現地  
②平似田郷現地
- 4 調査結果

第3回定例会後、本町の各小中学校の校舎等に雨漏りや不具合な点がある等のことで、閉会中の調査事件として計画していたが、10月8日の臨時議会で東彼杵中学校については、大規模改修事業費として約4500万円が校舎屋上の防水改修工事と外壁改修実施設計業務委託料として計上され可決されたため、中学校の調査については防水改修工事と外壁改修実施設計業務が終了してから調査することに賛成多数となりました。各小学校の調査結果は、下記のとおりです。

#### イ) 東彼杵町立彼杵小学校

彼杵小学校については、令和3年9月1日現在で、児童数260名である。校舎や体育館は、段階的に耐震工事等を行われているが、学校側に事前に不具合箇所を上げてもらい、現地調査を行った結果、要望箇所は下記のとおりである。

- ①体育館天井水銀灯をLED化への転換
- ②体育館ステージ下の引き戸の老朽化に伴う修繕
- ③体育館ステージ緞帳本幕の老朽化に伴う整備
- ④体育館ステージ後方の壁の老朽化に伴う塗装
- ⑤校長室床の補強工事
- ⑥玄関前のバリアフリー化（郵便受け側と下駄箱側）
- ⑦配膳室外の埋設箇所漏水にかかる水道管取替
- ⑧運動場体育倉庫トタン屋根の老朽化に伴う葺き替え
- ⑨1学年及び2学年教室の運動場側出入り口の段差解消のための溝蓋設置
- ⑩1学年及び2学年教室の掲示物用の受け板の取り付け
- ⑪あおぞら・たんぽぽ学級出入り口の段差解消のためのスロープ設置
- ⑫教師用棚の取替及び設置
- ⑬4年1組の掃除道具入れの設置
- ⑭2階東側女子トイレ天井、3-2天井等、雨漏りがあるのでその改善
- ⑮洋式トイレの整備とバリアフリー化（5・6年生児童アンケート調査結果も出ている）

#### ロ) 東彼杵町立千綿小学校

千綿小学校については、令和3年9月1日現在で、児童数105名である。2学期から旧千綿

中学校へ校舎移転して新校舎として利用されており、従来よりも教室・廊下、更に運動場が広く、開放感があり、大村湾を一望できる落ち着いた学校環境にある。教材や備品の移転については、夏休み期間を利用して多くの人材により移転作業が行われている。学校施設並びに周辺については、事前に児童の安全性を見据えた施設改修や道路等の整備が行われているが、まだまだ、不備な箇所が見受けられるとのことで現地調査を行った結果、要望箇所は下記のとおりである。

- ①児童会室・各特別教室の準備室・旧技術室棟図工室等の整備
- ②運動場裏校門からの通学路に側溝蓋の設置
- ③歩道橋付近の柵の改修
- ④旧校舎等からのサッカーゴールや物置プレハブの移設
- ⑤運動場トイレの全面改修
- ⑥図書室のUVカットカーテンの設置
- ⑦校門・玄関・裏門や体育館の屋号（緞帳・校歌・校訓等）の変更
- ⑧保健室・階段踊り場・屋上階段・3階音楽室前の雨漏り対策
- ⑨茶レンジルールの床コンセント収納の整備
- ⑩運動場へ行く通路扉（保健室横）を観音開きに改修
- ⑪相談室・放送室・職員室のエアコンの整備
- ⑫保健室の洗濯機設置のための下水管布設工事等
- ⑬木製フロアの劣化による床の改修
- ⑭校舎内壁の塗装
- ⑮理科室カーテンの取替
- ⑯体育館バスケットゴールを小学生用に取替
- ⑰ステージ増設台の撤去
- ⑱体育館東窓からの雨漏り対策と床の張替
- ⑲体育館窓ガラス並びに内側柵の補修
- ⑳体育館暗幕カーテンの全面取替
- ㉑体育館電灯スイッチの新設

以上、2校の調査結果では、まだまだ不備な箇所が見受けられるので委員会としては、改善箇所が多数ある中で、学校側と調整を図り優先順位を見極めながら、予算確保に努め児童の安全性や教育環境を考慮し、早急に改善されたいとの意見がありました。以上です。

○——△——

議長。

○議長（吉永秀俊君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

9番議員、森敏則君何ですか。

○9番（森敏則君）

先ほど、委員長の報告の中で付け加えたいことがありますので、私は同じ産業建設文教常任委員会の委員として、中学校の調査については防水改修工事と外壁改修実施設計を実施してからと

いうことだったんです。

○議長（吉永秀俊君）

森議員、ちょっと着席してください。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 47 分）

再 開（午前 9 時 48 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和 3 年第 4 回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

本日、本定例会におきましてご審議していただく議案は、条例制定 1 件、条例の一部改正 3 件、補正予算 4 件をお願いいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告をいたします。

はじめに新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきまして、3 回目の接種について準備を進めているところでございます。詳細の計画につきましては、後ほど浪瀬議員の一般質問で説明をさせていただきたいと思っております。今、感染力が強いオミクロン株の発生によりまして 심각한警戒がなされているところでございますが、インフルエンザへの対応も兼ねて、引き続きマスク、手洗いや密を避けて換気等にご協力いただけるようお願いをいたします。

11 月 30 日でございますけれども、14 時 10 分ごろ町内で突風が発生し、竜巻の可能性が高いと、長崎地方気象台の発表がありました。この突風の強さは、風速 40m と推定され、ビニールハウスの倒壊や倒木などの被害があつております。

次に、鳥インフルエンザにつきまして、本町でも一ツ石地区に約 10 万羽、遠目地区に約 3 万羽の鶏舎があります。感染がもし確認されましたら長崎県の指揮下に入り、町職員も 24 時間体制で 6 日間の出動体制を取らなければなりません。そうなりますと、ワクチン接種業務と合わせての執務となり、役場の通常業務ができなくなるおそれもございますので、皆さま方のご理解、ご協力をお願いをいたします。

それでは、配布をいたしております資料の中から主なものについて説明をいたします。

10 月 4 日、月曜日でございます。東彼杵道路要望活動を県知事、県議会へ。翌日 5 日、九州地方整備局と長崎河川国道事務所へ行っています。

東彼杵道路は、令和 2 年度から事業化の前段となる計画段階評価や着手をされ、九州地方小委員会では政策目標等については妥当と判断をされています。

12日、火曜日でございます。支え合いの一環として立ち上げられましたくらもと集いの場「桜」の開所式がございました。引きこもりがちな高齢者の方へ出席をしていただき、ゲームやカラオケなどを楽しんでもらい、健康寿命の延伸を目指されています。

次に11月1日、月曜日でございます。災害廃棄物の処理等に関する協定を、長崎県資源循環協会並びに県環境保全協会と県環境整備事業協同組合様とそれぞれ協定を締結をしていただき、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分、仮置き場の運営等にご協力をいただくことになりました。

4日、木曜日でございます。長崎県立大学と包括連携に関する協定を締結いたしました。これは、大学と町が相互の資源を活用した連携を推進することで、学術機能の向上、地域課題の解決による地域社会の持続的発展並びに社会情勢に応じた新たな働き方の創出及び寄与することを目的としております。

15日、月曜日でございます。そのぎ茶と青みかんを使った発酵茶の発売について、シャルレの社長さんがお見えになりました。機能性表示食品として内臓脂肪低減作用効果があり、前回発売のびわの葉入りまるごと発酵茶に続くものでございます。今後、生産農家の収益向上と茶業の振興が期待されるところでございます。

23日、火曜日、東彼杵町表彰式を行い、行政、経済、文化、社会、その他全般にわたって町政の振興に寄与していただいた10名の方々に表彰させていただきました。詳細につきましては、12月の広報ひがしそのぎでご紹介いたしますのでよろしくお願いいたします。以上で、行政報告を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これで町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番議員、口木俊二君、4番議員、浪瀬真吾君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間に決定



しました。

### 日程第3 一般質問

#### ○議長（吉永秀俊君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間を短縮したいと思っておりますので、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許可します。はじめに5番議員、大石俊郎君の質問を許します。5番議員、大石俊郎君。

#### ○5番（大石俊郎君）

おはようございます。

今回は2点について質問させていただきます。

まず第1点、町のインフラ整備。特に町道と上水道の整備について。

人口減少や少子高齢化が進む中、公共施設（庁舎・学校・体育館・給食センター等）の多くが一斉に改修、更新時期を迎え多額の維持更新費が必要になると予想されています。

一方、長期的には人口減少等により町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴って扶助費等の義務的経費の増大など財政状況の悪化が見込まれております。

このような状況の中、公共施設の維持更新費をいかに適正な水準に抑えていくか、喫緊の課題と認識をしています。

町道や上水道の現状は、至る所に痛みが生じている所、また、早急に整備をする所があると認識をしております。その状況を踏まえ、下記3点についてお伺いをします。

(1) 町道と上水道の現状について、それぞれ町長の認識をお伺いします。2分程度で簡潔にお願いいたします。

(2) 町道について。ア、町道の全長は、何kmに及んでいるのか。イ、現時点において、特に整備を急がれる町道は何kmあるのか。あるとすればその地域（場所）はどこなのか。ウ、町道の具体的な短期整備計画は策定されているのか。例えば、向こう3年間とか。

(3) 上水道について。ア、町が管理している水道管（導水管・送水管・配水管）は何kmに及んでいるのか教えてください。イ、老朽化あるいは耐用命数が切れ、特に整備が急がれる水道管は何kmあるのか。あるとすればその地域（場所）はどこなのか。ウ、水道管の具体的な短期整備（更新）計画は策定されているのか。例えば、向こう3年間とか。

大きな2番目、県営（県土地開発公社を含む）及び町営の分譲地造成について。

県内のある町においては、県土地開発公社が主体となって分譲地（工業用地・商業用地・住宅用地）を造成し、雇用と人口の流出及び人口減少防止を図り、目覚ましく発展をしているところがあります。そのことなどを踏まえて下記3点についてお伺いします。

(1) 自治体等が主体となって分譲地造成に対する考えは持っておられるのか。

(2) 自治体等が主体となって分譲地を造成した場合、問題点があるのか。あるとすればその問題点とは、どのようなことが考えられるのか。

(3) 自治体等が主体となって分譲地を造成する場合、何が課題となるのか。登壇での質問は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問に対してお答えいたします。

町道と上水道の現状についてでございますが、町道につきましては、本町の面積が本土の中で一番広く、そのうち山林が約 60%を占めている現状で、町内で生活するためにはインフラの最たるものと認識をいたしております。

しかし、延長が長く、拡幅改良や路面補修等も未施工の区間が多く、今後は財源確保が喫緊の課題であると思っております。

上水道につきましては、平成 29 年度から公営事業に移行したことによりまして資産、負債の全容が明確になりました。今後は、老朽管路の敷設替えも必要になってきますので、計画的な更新を行い安定的な給水体制を構築しなければならないと考えているところでございます。

次に (2) でございます。町道の全長でございますが、約 225.3km でございます。特に急がれるという箇所は、毎年実施をいたしております町単独事業のヒアリングで各地区の区長さんより要望を頂いている箇所と考えておりますが、延長では取りまとめをいたしておりません。箇所数で申し上げますと、各地区区長さんより要望があった箇所は町道整備で約 190 か所となっております。

総事業費では、概算でございますが、約 15 億円程度と見込んでおります。路線改良として継続している路線の整備計画でございますが、具体的な計画に基づき整備をしておりますが、単独事業の要望箇所につきましては、具体的な整備計画は策定しておらず、地区の要望順位の高い方から優先的に実施をしております。しかしながら、予算の都合で必ずしも一番目を実施するということには至っておりません。

次に、上水道の件でございます。町が管理している水道管でございます。これは何 km かということになります。分けてまして導水管が 5,891m となっております。それから送水管、19,071m。配水支管、これが一番距離が長くて 153,172m と報告を受けているところでございます。

次の老朽化、耐用命数でございますけれども、特に整備が急がれる水道管ということで、導水管が 166m、送水管が 5,071m、配水支管が 19,894m となっているところでございます。

次に、大きな 2 番目の県営及び町営の分譲地造成についてのご質問でございますが、(1) 分譲、造成に対する考えは、今のところ計画はございません。

次に (2) 問題点につきまして、問題はない、可能だと考えております。

3 番目、何が課題になるかということでございますが、これは財政的なリスクが挙げられます。採算性が合わない場合、累積した赤字を処理するために財政状態が悪化し、ひいては公共サービスの悪化や住民に過度の負担を強いるような恐れもございます。また、平成 23 年 12 月 28 日付の総務省通知におきましても、宅地造成事業は事業リスクが高いため、事業の実施については財政負担のリスクはあらかじめ厳格かつ慎重に判断することが求められているところでございます。以上、登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

それでは順次、大きな 1 番目から質問させていただきます。

まず、町道と上水道の現状についての町長の認識、結論から言うと財源の確保、これが一番大きなポイントだろうということでした。

次に、(2) の町道の全長は何 km に及んでいるのかと。225.3km ということでした。この 225.3km と言いますと、彼杵のインターから高速道路で行きますと、下関を通過してその先約 40km 地点にあります山口県伊佐パーキング辺りまでに及びます。具体的に挙げますと相当な距離があるということは認識をしていただけたと思います。ちなみに、これは川棚町から聞いたやつで、川棚町は約 132km、波佐見町は 145km。川棚町の約 1.7 倍、波佐見町の約 1.5 倍。これでも東彼杵町の町道がいかに長いということがおわかりいただけるかと思えます。したがって、東彼杵町の維持管理費用も、町道に掛ける維持管理費用も川棚町や波佐見町よりもおおむね今言った 1.7 倍、約 1.5 倍の金額が多く掛かるということが言えるかと思えます。

このような質問をした狙いは、1 つは町民の方々に、この東彼杵町の町道の長さ、維持管理の費用に多額の税金が必要になるという認識を、まず理事者側も我々議員も町民の方々も認識をしていただきたいということで質問させていただきました。

では、このことを認識しまして、次のイ項から質問してまいります。イ項の特に整備が急がれる町道は何 km あるかということは、そのところは概定していないという答弁でありました。場所が 190 か所、費用が約 15 億円。これも半端ではないですね。本当、大きな金額だと思います。そういうところも踏まえて続けて質問させていただきます。

今年度の町道の維持管理のための予算的措置の金額はいくら計上されているか。これは予算書を見たんですけど、具体的に細部がわかりませんでしたのでちょっと質問させてください。

まず、舗装補修工事費がいくらなのか。舗装補修工事費。次、改良工事費。最後に原材料費。原材料費は 429 万 3000 円と明確にうたってありました。舗装補修工事費と改修工事費がいくらなのか教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは予算、決算の時にも審議いただいておりますけれど、舗装補修は維持費というところで 8 款の中でしています。もう 1 つ、改良は改良費で組んでおりまして、原材料費は原材料費で出しております。金額は私の所では把握できておりませんが、すみません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

予算書でいくと、工事請負費が 7200 万円とうたってありました。だから細部がどうなっているのかと思って聞いたんです。いずれにしても 7200 万円、先ほど言ったように非常に多額の金額ですよね。遠く遠く及ばない、手当の費用としては。この辺のところをちょっと聞き出したかったなと。もっと町道には整備が掛かる。本来なら、しかし財源の問題、これが 1 つネックになってくる

ということですね。

じゃあ、現時点において、今年度において維持管理のため手に入れられた地区、さっき 190 か所とあったですけど、ほとんど全町に至るといふふうに認識してよろしいんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは本当に全町にわたっておりまして、町単独自事業でそうですけれども、今度、ひとつ一番良かったのは、木場本線が令和 3 年度の繰越で終了いたしますので、この分は 1 か所大きな事業が減るということです。ただ、大石議員がおっしゃったように、町道は確かに長く、面積も最初に言いましたように、東彼杵町が本土の中で一番広いんですよ。でも 60% が山林ですね。ですから、そのこともあります。逆に収入、交付税の方も道路の延長距離とかも算定になっておりますので、その辺も他所の町と比べると少し入ってくるのかなと。しかしながら、維持管理費はものすごく要りますので、側面の除草作業というのは、農村地域の所は全部地区で、役場は燃料代をやるだけで協力をしてもらっている状況なんです。

ただ、現状的に私が考えますのは、ちょうど 65 歳から 70 歳の方々が主に従事していただいておりますので、もし、若い人が少なくなってできなくなれば、今、私が報告しました金額では到底済みません。こういう状況でどうなるのか検討しなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、町長の答弁から木場本線という言葉が出てきました。その木場本線についてちょっと質問させていただきます。

今年度予算計上されている木場本線、平成 29 年 1 月 27 日、当時の産業建設文教常任委員会で現地を視察しました。当時の委員長は吉永議長でした。当時の報告書によると、当時の進捗率は 50% だった。現時点における進捗率はいかにほどになっているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、ほとんど終わりに近いところに来ていまして、令和 3 年度の予算分を繰り越して終了と、年度内に完了ができませんでしたから。90% 以上はいつているということでございます。この辺は終わる予定であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

令和 3 年度でおおむね終わると。2 回ほど、私は現地に立ったんですけど、確かに行き止まりになっていて、まだ、あと繋がっていませんよね。それは、今年度中に、従来の町道にぶつけるだけで終わりというふうに認識してよろしいのでしょうか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そのとおりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

令和3年度で終わるといことですからあれなんですけれど、この当時の委員会報告書によると、この木場本線に投入された税金、最初は国庫事業だったんですよ。平成10年度から平成29年度まで総額約9億円。9億円ですよ。平成24年度以降は町単独事業になっているんですよ。町単独事業になっていまして、平成30年度以降もずっと工事を継続されてきました。ずっと予算書を見ました、決算書。工事費のみで、決算書によると、工事費のみですよ、約1億1000万円の町税が30年度以降投入されてきたんですよ。この木場本線が完成した場合、今年度完成するんですけど、いかほどの住民の方が利用されるというふうに認識しておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この木場本線につきましては、上に広域農道が計画が上がった時点で一度中断の話もあったような気がしたんですけど、しかし途中までやって、そこをストップすればますます利用ができなくなる、国の費用対効果もありましたけれど、とりあえず繋がなければならないということで歴代やってきておりました。

しかし、大石議員がおっしゃるように、今、使う人がほとんど数戸に限られます。なぜかというところ、広域農道が早いんですよ、大村、東彼杵町に来るにも。そういう計画がある前にスタートをやってしまっていたもんですから。もっと早く中断をすれば良かったんですけど、途中まで来たのにやめてしまえば、また全く何もならないようになるもんですから、最終的に接続する。それもだいぶ距離を短くして、本当はもっと上まで行く予定だったんですけど、そういう形で。利用者数は本当に数戸で、何人かに限られます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

乗りかかった船は最後までやるしかないという、そういう話なんですけれど、平成29年度の委員会報告書をもう一回見てみますと、本当に警鐘を鳴らさずを得ないという言葉で、強い表現での委員会報告書です。これは岡田町長の時ではなくて前の町長ですよ、平成29年ですから。やはりあの時点で、ほとんど利用者がいない。これは複数の議員に聞きました。もうわずかな利用者しかいない。町長も言われた広域農道の共用開始によってこの町道が果たす役割がほとんどないと、異口同音にその議員の方たちは語っておられました。本当に、この時点で、平成29年度の時にこの事業を止めていて、あそこの所は止めて、周りは町営分譲地の道路、あそこ以上は使わないというふうに留めておけば、その以降の予算約1億2000万円が他の町道の整備とかインフラ整備に活用で

きたのではないかと。よく、町長は、後で申しますけれど、意識改革ですよ、要するに職員さんたちの。町長を含めて。やはり、こういう貴重な税金をいかに大事に使うか、大切に使うかということが問われているのではと思います。

最後のウ項の質問に移りますね。短期整備計画がされている、要するに個別計画と言いますかね。この個別計画は策定されているんですかね。策定されていないんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

個別計画というのは策定していません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

やはり、こういう町道を整備している時には長期計画だけではなくて個別計画、短期計画整備がなされていないといけないと私は思っております。

この町道について総合的にこれから質問してまいりたいと思うんですけど、先ほど町長は、1つ答弁しておられるんですけど、特に高齢化の進行によって、現在自治会にご協力をお願いしています。これは町の広報紙、令和3年元旦のあいさつの中です、今年のお願ひしています道路などの維持管理につきまして、将来非常に困難になってくるのではないかと。先ほどちょっと触れられましたね。もう、あまり時間がないとの提言を頂いているところでございます。このように述べておられました。

それと、今、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトというのがありますね。町も使っていると思います、試算ソフト。試算ソフトと呼ばせてもらいますけれど、まず町長の将来の道路の維持管理が非常に困難になっていくというのは、何が困難になっていくのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

維持管理費の中で、やはり除草作業と言いますか、法面のですね。そういうことが非常に厳しくなってきますので、私の考えとしましては、今のうちに原材料支給をお願いして、法面のコンクリート化とか防草ネットとか、こういうのを考えていかなければいけない。

それともう1つ、側溝に土砂が溜まった時に出る人たちがいませんので、私は皆さん方をお願いしたのは、地域に交付税とかやっておりますが、これも含めて、今後できる範囲でご協力をお願いするためには、こちらも財政的に出動をしなければいけないと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、試算ソフトの方から質問してまいります。波佐見町の公共施設総合管理計画によりますと、町道の更新費用、145km あるんですけど、40年間で約104億円と見積もられています。1年間に

直しますと 2 億 6000 万円、1 年間ですよ、2 億 6000 万円。東彼杵町の場合は、先ほど言ったように 1.5 倍あります 225km ですね。じゃあ、東彼杵町の場合の試算ソフトを用いた 40 年間の費用、総額費用を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

うちは試算を全くしてなくて。なぜかと言いますと、どうしても、地域から、毎日毎日道路を見られている方、そして区長が挙げられたのを優先しなければいけないということで、年間で予算を獲得しております。それでまた情勢が抜けたら来年度ということになる方向で、目標で、到底対応できる距離数ではないんですよ。だからずっと積み残してきておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ここに東彼杵町公共施設等総合管理計画、平成 29 年 3 月のやつが出ています。これによりますと、40 年間で 159 億 7000 万円掛かりますとうたってあります。うたってあるんですよ。後で確認してみてください。

1 年間で約 4 億円掛かるんです、4 億円。波佐見町は 2 億 6000 万円、東彼杵町は 4 億円ですよ。もう、けたたましい金額です。そういうふうに、非常に町道の整備にはお金が掛かるということを認識していただきたいということでもあります。

次に、ヒアリング調査というのは先月だったですか、行われましたよね。地域から出ている町道の整備要望、34 地区中何地区ありましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、1 年間に 4 億円、うちが財政的に町道の維持管理に出せていないんですよ。だから、190 何億円と設けましたけれど、これはいかながなものかと私は考えているところでございます。それで、詳細につきましては建設課長に説明させます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

町の単独事業の要望ヒアリングにつきましては、一応日にちは指定してするんですけど、区長さんがどうしても来れないという場合がありますので、まだ集計できておりません。集計できましたらお伝えいたします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

集計できていない、後で教えてください。

集計された結果、たくさん出てきますよね、さっき 190 件要望があった。その整備の優先順位は、町のどなたで、あるいはどういう会議で審査されるのでしょうか、教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、優先順位につきましては、非常に危険性、人命の保護という観点から第一点にします。私が最終的に決裁をしますけれど、建設課の方でヒアリングをして順位を決めて挙げています。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これから質問する上水道もあるんですけど、この他にもインフラ整備をしなければいけない施設がそこまで来ていますよね。先ほど、産業建設文教常任委員長からの報告書でもあったように中学校校舎、小学校校舎、役場庁舎、これからありますけれど、給食センター、あるいは2つの児童体育館、彼杵、千綿児童体育館。たくさん整備をしなければいけない課題が目の前に迫ってきていますよね。税金を投入しなければいけない。

私が言いたいのは、この新庁舎建設にあたって多くの議員は町民の意見を聴く必要はないとなって、報告書は後で出てくるけれど、一部の議員は町民の意見を聴くべきだという意見があったんです。町長はこの点について、この前、時間がないから町民の意見を聴く暇がない、あるいは聴けないという答弁をされましたよね。状況は変わりましたよね、令和7年3月まで。新庁舎を造る必要性がなくなったわけですよ。状況は変わったわけですから、町長、町民の意見を聴くべきと私は思うんですよ、町長は。議会はともかくとして。町長、いかがです、この点について。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、前回から申し述べておりましたように、議会の方の報告書が出ましたら、それをもってこういう形でいかせていただきたいということで町民の皆さんに説明をするということでございます。当初、総合会館の改修ということで説明をずっとして、今、コロナでできていませんけれど、やはり方針を決めて、そういう形で私は町民の皆さんにご理解をいただきたい。これはなぜかと言うと、町長も議会も両輪でございますので、私は議員の皆さんの意見を尊重して進めるということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

確かに、最終的に私たち議会が決めます。町長の言われるとおりです。しかし、ほとんどのところは良いんですよ。しかし、この町の財政、大きな、莫大な予算を使うということについては、やはり町民の意見を聴くべきではないんですか。聴かないで、議会が決めることに、議会が最終的に決めるのでは、ちょっと乱暴かなと思うんです。



これは嬉野議会だより9月号です。これ、市議会だより。これの何ページだったか、ここには見てきたら、こう書いてありました。この嬉野市も新庁舎を今やっています。建設にあたり市民への説明会、市の三役で出向いて市民の理解を求めている。このように書いてある。そして、全戸アンケートを行っているというのも書いてあります。やはり、こういうふうに大きな買い物については、確かに議会の私たちが最終的に決めることですが、町民の意見をないがしろにはいけないと私は思っています。いつもかつも聴かなくいいんですよ。大きな買い物、今度50年間使っていくわけですね、庁舎を。今言った水道代、町道、お金も掛かる、学校も掛かる、給食センターも掛かる。児童体育館にも投入しなければいけない。上水道も公営企業で会計が変わりましたが、お金が掛かる。町民の負担に係るし寄せが掛かってくることには間違いない。こういうことについて議会にも、議会が決めたからそれに従います。じゃあ、町長、ちょっと心もとないと私は思うんですよ。逆に町長は、議会の逆に説得するぐらいの気合を持ってもらいたいんですよ。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は町民の皆さんに説明をしないとは言っていないです。説明はしないと言っていないんですよ。議会で決まった方向で説明に出向くということを言っています。なぜかと言いますと、やはり、決まったら、財源の、さっきおっしゃったように将来的なこと、基金の積み立て、私が町長になってから、今頃何をしているんだという方もいらっしゃいましたけれど、私は、既に平成24年に言ったんですよ、基金を積み上げろと。それでできているわけですから。だから私は、お金と方向性と、おっしゃるように将来財源をどうするのか。そういうのを含めて、こういう方向で行かせてくださいということで、説明に回るということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

安心しましたよ、町長。この前の時は期限がなかったからね。令和7年3月までに結論を出さなければいけないということで、町長は聴く暇がないということで言うておられました。議事録に残っていますからね。だから確認したんです。状況が変わったから。聴かれるということを知って安心いたしました。是非、町民の意見を聴かれてください。

次に(3)上水道について質問していきます。

上水道の長さは、今、いろいろ導水管、送水管、配水管の長さを教えていただきました。やはり、この町の、公共施設等総合管理計画によると、全部で174kmに、3つ足したら174kmに及んでおりました。

この中で上水道の耐水管整備率は、現時点において何%なんですか。耐震化率ですよ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

まず、耐震の考え方に2種類ございますのでその説明をさせていただきますが、耐震管という形で認定されておりますものと耐震適合管という若干ランクが低いものですね、その2点がございまず、そこを踏まえてお聞きいただきたいと思います。

まず、導水管と送水管という基幹水路は、その基幹水路の中での耐震整備率に対しては、先ほど言いましたレベルの低い耐震適合管でいきますと、約16%です。ただ、かなり強度の強い耐震管でいきますと、1.4%しか整備できておりません。

配水管につきましては、レベルの低い耐震適合管については、47%。そして、耐震管につきましては、約14%しか整備ができていないという実情です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、水道課長からきめ細かな説明をいただきました。

これの総合管理計画の84ページに書いてあるところによると、耐震管整備率は7.4%と書いてあります。水道課長が言われたのが正しいと私は思っています。いずれにしても、非常に、16%とか1.4%とか強度によって数字が、違った数字を言われました。いずれにしても整備が遅れていることは間違いない。何を言いたいかというと、大きな地震が来た時に、おそらくあちこち上水管が破裂するのではないかと。破裂しますと町民の生活、これは水がないと困りますよ。水道業者は4軒か5軒ぐらい町内にありますが、これは修復作業にてんでこ舞いになって、当分の間水の無い生活を余儀なくされる。自衛隊からの給水支援を余儀なくなされるような状況になるのではないかなど危惧しているわけでございます。

これを急ぐ必要があるんですけど、この急ぎ方がひとつ問題になってきます。これは、また財源なんですよ。返ってくるのは財源なんですよ。このところを、町長、少ない財源でどういうふうな整備をしていかれようとしておられるのかお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはやはり、財源の確保は、私に課せられた責任だと思っておりますので、できれば、まず国、県にお願いをする方向でも努力をしまいたしております。そして、もう1つは、やはり基金を積み上げていって、状況を見ながらそこに一気に投入すると。先ほど地震の話もされましたけれど、庁舎の問題に戻りますけれども、総合会館も大きな震度6強以上だったら駄目になるという報告を受けたもんですから、私はちょっと方向転換で変わざるを得ないということになっております。今までは、そこまで来ないだろうと予想はしていたんですけど、今、本当にトカラ列島は200回以上の地震が続いて、噴火も起きておりますのでわかりません、これは。南海トラフもですね。

だから、その辺も含めながら方向転換をせざるを得ないのかなと私自身は考えておりました。

先ほど財源の問題につきましては、例えば、事業をして特別交付税というのがそれに上乗せてご

ございますので、今回も陳情に行かせていただきました。また、話は飛びますけれど、女子高等学園の解体につきましても特別交付金の対象となるかどうか、今、陳情を国会議員とか県議会にもお願いをしているところでございます。

まず、財源の確保は、町税だけで7億円ぐらいしかうちは入ってきません。ほとんどが人件費なんです。だから、国、県に頼らざるを得ないということで、財源の確保はそういう形で進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

もう1つ質問させていただきます。

上水道の導水管、送水管は町道とかに埋まっていますよね。この埋まっている場所を把握できているのかどうか。何%ぐらい把握しているのか。概略、アバウトで結構です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

把握できているというところでは、基本的には、ほとんどの本管に関しては、ルートは把握はできております。昨年度の予算の方でお願いをさせていただきましたマッピングの整備事業におきましても、これまでの配管の整備履歴をマッピングシステムの方に搭載をしておりますので、かなりデータの整備が終わったところでございます。

ただ、おっしゃいます道路の中のどこに埋まっているのかということに関しては、細かい情報についてはほとんどわからないというのが実情です。例えば、NTTのケーブルでありますとそのケーブルの探査機がございまして、それで大体の位置がわかるんですけど、水道管に関してはそういうのが、今の東彼杵町の管路に対してはそういうシステムがございません。

昨年度から整備を始めておりますのが、先ほど言いましたNTTと同じような形で探査システムが使えるようなロケーティングワイヤーというのを水道管の中に一緒に埋めまして、それで配管の位置を探査できるシステムを昨年導入をしております。費用的には、ケーブルと一緒に埋設するだけですので、そう大きな金額は掛かりません。

これまで一番大きな問題だったのが、本管から各家庭に引っ張る給水管です。給水管の位置に関しても、どこを通っているかほとんどわからない状態だったんですけど、そのロケーティングワイヤーを今後、給水管についても入れていく条件にしておりますので、それがどんどん整備をされていくと、おっしゃるような道路の中のどこに入っているのかということを含めて探査ができるようになってくると思いますが、まだ今から先の更新事業の中で工事を行っていきますので、かなり、整備には時間が掛かると思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、水道課長から説明がありましたけれど、実際に埋まっている場所がはっきりつかめていない。そこが問題なんですね。更新する時、やみくもに更新していくと掘っていかなければならない。これが1つ。

そして、ある水道事業者に聞きました。じゃあ、今、さっき言ったどこに埋まっているか、音を聞きながらやるシステムがあるそうですよ。これが問題だ、夜にやらないといけないそうですよ、皆が寝静まった時に。音がしていたら全然立ち返って、どこでしているか全然わからない。これが1つの大きな問題点と言っておられました。参考にしてください。

水道管の個別の、さっきの町道も一緒なんですけれど、水道管も個別計画、短期の、作っておられるんですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

令和元年から令和5年の更新計画について作成をしております。ちなみに、その整備計画でいきますと約10km計画をしておりますが、それ以降の計画についてはまだ未策定です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

非常に適切だと思います。やはり、令和元年から令和5年まで作っていて、やっていて、10kmやっている。やはり、こういった計画を、計画的に進めて行かないと、一步一步進んでいかないと思います。非常に適切な対応だと思っております。

先ほど、試算ソフトからお尋ねしますね。40年間の水道管174km、これによると174kmあります。これによると40年間で169億円と書いてあるんですよ。そうすると、これも約4億円掛かる。町道で約4億円、上水道管で4億円、合計すると8億円。とてもとても、町の能力からない。だからこそ知恵を出していかなければいけない。優先順位、後で質問しますけれど、そういうことが必要になってくるんだろうなと思います。

質問を変えます。築30年を超えている公共施設の延べ床面積は何%ありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

申し訳ございません、個別の年数については把握をしているんですけど、%については集計をしておりません。

○議長(吉永秀俊君)

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番(大石俊郎君)

総合管理計画の 4 ページに書いてあるんですよ。築 30 年超の公共施設の延べ床面積は、約 59%。よく把握する必要、頭の中に入れておく必要があると思います。

で、順次大規模改修や建て替えが、さっきから何回も言っているように必要になってくるわけですね、町長ね。でね、この課題にどう取り組むか、優先。町民の方に方針を必要、示す必要があるわけ。限られた財源なんですよ。いっぱい財源があれば問題ないんです。ないからこそ方針を示す必要がある。町長のお考えを、方針を示す必要があるかどうか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

これは当然、方針は示さなければいけないと思っております。直近で解体が必要な所がございます。今後、皆さん方にも協議をさせていただきたいと思っております。それも、まず財源もまた必要になってきますので。当然、古い、体育館もそうです、千綿の児童体育館も鉄枠のガラス窓枠でございます、本当に台風などの時は危ないんですよ。

今は全部アルミサッシになっていますけれど、鉄製というのは非常に古い。だからその辺も解体をしなければいけない。ここの図書室周辺も何回も漏水をして壁が膨らんできたりするものですから、その辺も学童保育と兼ねて計画を進めますので、後ほど示させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番(大石俊郎君)

利用度の低い施設、あるいは集約か複合かは検討しなければいけませんね。集約か複合か。そしてコストの縮減、送料の見直し、これなどを図っていく必要がありますよ。言い方を変えれば維持管理費用の縮減を図る。これが大事なんです。例えば、一例を挙げますよ。明治の民家、近い将来、茅葺きの葺き替え時期が来ますよね。1 回は葺き替えでやっているんですよ、前町長の時代に。これも多額の費用が掛かりました。今後、この明治の民家をどのように管理していかれるのか。費用対効果等を考えながら、考えなければいけない時が来ているのではないのかなと、私は。どんどん人口も 7,600 から 40 年後には 5,000 名を切ってきます。どんどん、どんどん人口減少です。そういう最中において、やはりこういったところの管理をどうしていくか。明治の民家についてどういうふうに考えておられますか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

その前に、今、大石議員から質問がありました個別計画が、今年末に上がってくるんですよ。計画の協議をしまして。12月中に上がるそうでございます。そこを決めて計画を発表させていただきたいと思うんですが、明治の民家につきましては、元々、岳中様から移築をされて展示物としてしてございましたけれど、途中改修が入ってそういう形になってしまいましたものですから、今後は茅葺きが果たして維持できるのかどうか研究をしなければいけません。ただ、岳中様に、移築した時に大変申し訳なく、私は今思っているんですよ。大村の小学校が資料館に来てここを見た時に、先生にここは明治の民家じゃないと言う子どもの発言がございまして、ちょっと私もうんと思ったものでございますので。今は、土間も全部コンクリートにしてトイレも変えてとしておりますので、方向をする時には岳中様に報告をしながら活用方法を変えていく。そういうのも必要ではないかなと私は将来的には考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、この町道とか水道、町のインフラについてもっと質問したいんですけど、大きな2番目の質問がありますのでそっちの方にちょっと移らせてください。

自治体等が主体となって分譲地造成に対する考えは、今のところ計画はない、このように答弁されました。計画はないけれども必要性は感じておられるのかなと理解はしました。今のところ、問題点もないと。問題は財政、やはり採算性。総務省によると、こういう造成するとリスクも高いということも述べられておりました。

ところで、時津町の分譲地、町長になられてから視察に行かれたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

時津町の海浜地区、時津の町長さんともお話をさせて、ずっとしてございまして、私も分譲を考えていたんですけど、今の、現在の土地の価格からいったら、東彼杵町は土地の価格が下がっておりますので、分譲だけでは、やはり採算が合わないそうで、不動産の方とお話をお聞きしたところ。

それともう1つ、長崎県の土地開発公社も令和8年に解散をする予定だそうです。今の分譲の所が合わないから。私の考えとしては、民業を圧迫することになりますので、民の力でやらせていただきたい。今、もう既に話をお聞きだと思いますが、蔵本のセブンイレブンの後ろに20戸ぐらいの民間の建売の計画もございまして。そういう形で、徐々に民の力をお借りしながらしたいと。町が分譲に取り組むのは非常に危険だなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

確かに、町長、民がやってくれれば非常に良いんですよ。良いんです。しかし、民がやるというのは、町がやっていくという主体性がないんです。町として民間に任せるわけですから。民間がどうするか、ここがポイントなんです。

例えば農振地、農振地は縛りがありますから、期限が立たないと、色んな住宅地とか建てられま

せん。しかし、公が、官がやれば縛りがちょっと緩くなるかなと。私は、例えば県知事に申請したりすれば、少し緩くなるかなと私は思っているわけなんですよ。

そして、ある町民の方の声を紹介したいと思うんですけれど、こういう声を聴きました。これは蔵本に住んでおられる方です。「息子たちは全員東京などに行ってしまって、東彼杵町に戻ってこんとばい。広い田畑は近いうち作れんようになる。大石議員、町で買ってもらえんかな。安くでよかけん。」もう、そんな高くは言わないと、自分たちも高齢だと。どこかに、もう足腰動かなくなったらホームかどこかにお世話にならなければいけないと。子どもたちは帰ってこない。こういう声。

それから、住宅適地ですよ。それから、今度は総合会館の裏にある所。踏切を超えた所。この総合会館の裏に土地を持っておられる方からもやはりこのような声がありました。

これらの広い土地、これは広いですよ。これらの広い土地を民が買って来て造成してくれれば一番望ましいんですけれど、それを町が買い上げて宅地用として造成し、これを町民や町外、そういった方々に提供する。私は安くで良いのではないかと考えているんです、提供するの。家を建ててもらって、住んでもらったら家が建ちます。固定資産税が、固定資産税は町に入りますよね、家屋は。後で取り返せるじゃないですか、家を建ててもらったら。こういう発想、町長、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、そういうことで、町が起こすというのも非常に良いと思うんですが、農振地域に対しましては、消防署とか学校を作る時にはスムーズにいくんですが、やはり、住宅を作る方向にはどうなっているのかなと、法律も詳しく調べなければいけないんですが。

確かに、農業者の方は後継者がいないということでございまして、今、それを目指す、解消するのは農業法人の会社を設立して、その人たちが出資をされて株式みたいに配当。若い人が会社を設立されているという所もあるんですよ。何十 ha も要るんですけどね。

そういう形で、町が今のところ土地を買って分譲するというのは、まだ非常に危険ではないかなと私は思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町が買って、そういうふう展開していくのはちょっと危険が大きすぎるのではないかなと、こういう考え。私はちょっと紹介しますけれど、長崎県には 8 つの町がありますね、8 つの町。8 つの町のうち 2 つは離島ですよ、新上五島町、小値賀町。あと 6 つあります。6 つあって、この 6 つの町を除いた町の人口減少率の、一番食い止めている、増加している町もあるんですけど、増加している所から低い方、これ、町長ご理解しておられます。いかがです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

多い所はたぶん時津町、長与町が、佐々町も増えています。東彼杵町はちょっと低い方だと思ひ

ます。ただ、私が思いますのは、新幹線駅もできて、たぶん長崎も通勤範囲に行けるんじゃないかなど、私は今、1人で考えているんですよ。だから、ここに土地が安いですから、東彼杵町はですね。大きな面積を確保していただいて。東京も、私、何度も言いますように、大宮からも新幹線通勤をされているところですから。その辺の計画と言いますか戦略と言いますか、将来必要ではないかなど。店も無い、病院も無いとおっしゃるけれど、非常に近く、アクセスが一番、田舎は田舎なんですけれど、どちらの方も町長もおっしゃっていただけますが、東彼杵町はアクセスが良い。県庁も45分、福岡も1時間30分ぐらいで接続できますから。そういう利便性を生かしながら今後まちづくりを進めたいと思っております。以上でございます。

#### ○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

#### ○5番（大石俊郎君）

町長が言われたとおり非常に利便性が良いんですよ、この東彼杵町というのは。東彼杵町というのはインターがありますね、高速道路がありますね、隣りに長崎空港があります。これはインパクトになるかどうか、JRも走っています。そして、長崎県の中央部にある。それから隣りには人口が増えている大村市がある。非常に、水は豊富である。そういう非常に兼ね備えた非常に素晴らしい町であります。

でね、さっき6つの町と言いましたね、言いますよ、佐々町はね0.61の割合で人口増加です。人口増加しているのは佐々町と大村市のこの1市1町です。その次、波佐見町0.49、頑張っています。人口減少率、非常に頑張っています。次、長与町0.56、これも頑張っている。川棚町0.75、頑張っています。時津町0.85。この時津町は、人口8,000名の町からまさに人口3万人、一步届くところに来ているんですけど、ちょっと人口は減ってきています。問題は東彼杵町です、1.41。ぐっと離されて、人口傾斜率は東彼杵町がワースト1なんですよ。ここがポイントなんですよ。ここで知恵を働かせないといけないんですよ。この人口傾斜率をね。人口が減っていくのはやむを得ないと思います。大方の大勢で。この人口傾斜率、下がり率をいかにこうなっているのを上に持ち上げるかということが、施策がやはり大事になってくるのではないかなど。そこに私は先ほど冒頭やっている、波佐見町もやっている工業団地、波佐見町は町営で工業団地を作りました。最初が入っていなかったですよ、しばらくは。今全部埋まっています。

やはり、こういったことをやっていかないと私は駄目なんじゃないかなと思っております。

東彼杵町のもう1つ良い所は水が豊富なんですよ、水。隣りの大村市は水が少ないんです。少ないために大村市は、富士フイルムという会社の誘致を検討されました。水が無いために、少ないがために、熊本に持っていかれたという話を聞いております。

今、コロナ禍の時代、地方創出を検討して、地方進出を検討している企業もたくさんあると聞いています。政府も地方創生の施策をやっている。今、企業誘致のここぞという時だと思うんですよ。このチャンスを生かさずして、いつ生かされるのかなと私は思っているわけです。

町長は、以前、町長になる前か、なった後かちょっと時期は定かではありませんけれど、内政は副町長に、私は営業、セールスマンで頑張りますと言っておられましたよね、言っておられました、忘れておられないと思います。是非、このことをやっておられないとは言いませんよ、更に更に実践していただきたいと思っております。町長の熱い意気込みを聞かせてください。そして、こ



ここに居られる議員各位、それから一部傍聴席町民の方々が聞いておられます。是非、感動するような、岡田町長のほとぼしるような熱き想いを最後に聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えは、先ほど言いましたように、工場を誘致して造成するというのは時間が掛かります。だから、私が言いましたのは、大村市がずっと住宅が増えています。東彼杵町がベッドタウンになる可能性も出てきます。これはなぜかと言うと新幹線駅に、大村線に新幹線が接続するんです。それともう1つ、車両整備基地にも駅ができるんです。だから、東京のモノレールで言えば整備場前とか、近くに駅ができてきて、非常に、10分、15分ぐらいで新幹線まで接続できますから、私が言うのは、諫早、長崎まで通勤していただいて、もし、可能であれば通勤の補助とか考えなければ。ここに住んでいただいて、水もある、さっきおっしゃったように。確かに、他所の地区から水を融通してもらえないかという話もあっているんですが、これも危険がございまして、地下水でございまして。だから、そういうまちづくりを私はしていきたい。確かに、店も何もないとおっしゃるんですが、距離が近く感じられる田舎です。本当に色んなまちづくりもありますけれど、私は、その方に絞って、働く所は別、ここに住んでいただくという形で進めさせていただければなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で5番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時56分）

再開（午前11時07分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

おはようございます。それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

1、遊休農地を活用した憩いの場と町のPRについて。

現在、全国的に遊休農地が増えています。東彼杵町も例外ではなく農業従事者が減少し遊休農地が増えています。

遊休農地の活用については、農地中間管理機構や個人に貸し付ける方法、農地転用、市民農園などが考えられます。

現在は、農地法に基づき農業委員会が利用意向調査を行っていますので、町内にどの程度の遊休農地があるのかはわかりませんが、今後活用されない農地に、春は菜の花、夏はひまわり、秋はコスモスなどを植えて住民の憩いの場にできないかと思えます。そして、上空から見た時に「日本のそのぎ茶」と見えるようにしたら町やそのぎ茶のPRにもなるのではないかと思います。町の

考えをお尋ねします。

2、「ボッチャ」を活用した交流と健康維持について。

「ボッチャ」というスポーツがあることは知っていましたが、今年、夏のパラリンピックで初めてプレイされているのを見ました。パラリンピックでは障がいをお持ちの方がプレイをされていましたが、全国的には子どもから高齢者の方まで行える競技として広めようとされています。

東彼杵町としても「ボッチャ」を活用し、高齢者の方（ゲートボールやグランドゴルフを卒業された方）などに、地域の公民館等を利用して健康維持や交流を行えないかと思います。

また、今後、競技として広まってきた時に、いち早く「ボッチャ」を取り入れた町として大会等の誘致を行えば町のPRにも繋がるとは思いますが、町の考え方をお尋ねします。

3、旧大楠小学校の今後の利活用について。

旧大楠小学校の校舎は、日本語学校を運営する事業所に貸し付けをしていましたが、新型コロナの影響で撤退をされました。

今後の利活用については、以前のように公募をされるのか、地域の避難所にされるのか、全く別の利活用を考えていらっしゃるのかをお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、立山議員の質問にお答えをいたします。

遊休農地を活用した憩いの場と町のPRについてでございますが、まず、農地利用状況調査では、町全体では21haの遊休農地が確認されているところでございます。

ご提案の遊休農地の活用法については、農地の管理や景観、形成、町のPRに繋がる良いアイデアだと思っています。本町では、既に中山間地域と直接支払い交付金制度や多面的機能支払い交付金制度に取り組む多くの集落では、協定農地に約19haの景観作物が作付けをしてあります。そして、中山間や多面的交付金事業には、毎年度町費を支出し支援しているところでございます。

それから、集落などの主体的な取り組みの中で広がって欲しいと考えていますので、それが持続可能性を考えると有効であると思っています。当然、そういった活動がなされますとマスコミへの紹介や町のPRに繋げる部分での支援は行っていきたいと考えております。

次に、ボッチャを利用した交流と健康維持についてでございますが、令和3年5月に福島市と一般社団法人日本ボッチャ協会は、スポーツによるまちづくりを推進するための連携協定を締結をされています。既に東京と世田谷区、渋谷区、武蔵野市も締結をされていますし、ボッチャを通じて障がいのある人への理解や関心を深め、共生社会の実現に繋がるとは思っております。

前回、支え合いの場として東彼杵町蔵本地区で始められたところでは、ボッチャの用具も購入され楽しんでおられますので、まずは皆さんに親んでもらえるように啓発活動から始めていければと思っていますところでございます。

続いて、旧大楠小学校の今後の利活用についてでございますが、現在のところ、地元要望もございまして、避難所としての活用を優先的に考えております。前回エアコン等の整備も致しておりますので、その他の利用につきましては、今のところ具体的な計画は挙がっておりませんが、今後、都市部からのワーケーションへの活用とか地域住民の交流や活動の拠点となる貸事務所や交流ス

ペースの活用。この辺も進めていきたいと考えております。行政報告でも発表いたしましたように、長崎県立大学との包括連携協定にも地域課題の解決に向けた取り組みを掲げておりますので、今後どういう方向が良いのか連携して協議をさせていただきたいと思っております。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

立山議員の2つ目の質問にお答えいたします。

教育委員会では、町の第5次総合計画の基本方針の1つ、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを、総合型地域スポーツクラブを通して推進しております。その中で、ボッチャとルールがよく似た室内ペタンクという競技に、数年前から町のスポーツ推進委員の方がスポーツクラブひがしそのぎの教室で現在も取り組まれております。パラリンピックで注目されたボッチャについては、来年の2月に長崎県スポーツ推進委員研修会でボッチャ体験会が予定されておりますので、本町からも参加していただきます。

その体験会を受けまして、町スポーツ推進委員会でご意見をお聞きし、町民の方がボッチャを体験する機会を設けられないか検討していきたいと思っております。

続きまして、3点目の旧大楠小学校の今後の利活用についてですが、廃校になるまでは教育財産としておりましたが、現在は町の普通財産として税財政課が管理しておりますので、教育委員会としては、教育的施設としての利活用については今のところ考えておりません。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

遊休農地の関係なんですけれど、町内21haということで、農地中間管理機構と農地集約実績ということで、令和元年度が12.4、令和2年度が11.7haということで、たくさんの遊休農地が町内にはないのかなと。たくさんと言うか、思ったよりは少ないのかなと思うんですけれど、遊休農地は、これは平成29年度からだと思っておりますけれど、農地中間管理機構とかに貸し付けをしないと、耕作をしないと放置をした場合、固定資産税が強化されるということになっていると思うんですけれど、そういう固定資産税が強化されている遊休農地はどのくらいあるか把握はされていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その数は後ほど報告はさせます。

まず、遊休農地というのが、農地法で農業委員会が農地利用状況調査で判断したのが遊休農地です。もう1つ近い言葉で耕作放棄地という言葉がございますが、これは農業センサスにおきまして、農地の所有者が自分の意思で耕作をしないと判断するのが耕作放棄地です。ですから、税のことにつきましては税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

申し訳ございません、遊休農地につきましては、税制上関係ございませんので把握はしておりません。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

把握をされていないということですので、質問の内容が変わるかなと思うんですけど、実際、ちょっと調べてみたら固定資産税が1.8倍になるそうなんです。遊休農地と、要するに農業委員会が決めた中で放置している場所ですね。そこに、先ほど私が言っている、例えば菜の花とかひまわりとか植えた場合も農林水産省の方の判断では耕すと、遊休農地を耕すということになりますので課税強化からは外されますと。さっき言った1.8倍にはならないというふうになっているそうなんです。そういう所などがあれば、特に作っていらっしやらない方にも得というか、1.8倍が1倍のままになりますし、町がそういう所に、町が作るというわけではなく、住民の方に。東彼杵町は人口が減少していますけれど、7,000人、7千何百人といらっしやいますので、例えば釣りが好きな人、私みたいに運動が好きな人、ソフトとかですね。あと、例えば山登りが好きな人、色々な方がいらっしやると思います。その中に、私は花を見たり植えたりするのが好きな人もいるんじゃないかなと思っっているんですよ。そういう方たちを誘って、場所の提供を東彼杵町が行えばまちづくりの一環にもなるのではないかと思います。前向きな意見は、町長の方から聞いているんですけど、そういう方たちが、例えば、遊休農地にそういうことをしたいのだけれど、そういう方はいらっしやいませんかみたいなことを、募られるようなことは考えられませんか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

実は、ある地区でひまわりを植栽された、遊休農地を利用して。作物を作った後でも利用はできます。そういう形で景観に取り組みされている集落も既にございますので、私は先ほど回答したとおりでございます。

確かに、そういう形で花とかそういう形の、菜の花とか景観が良くなるのを一時的に取り組んでいただくというもございます。既に、地区で自主的にされて、マスコミまで呼ばれてされた所もあると思うんですが、詳細は農林水産課長に説明させます。農林水産課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長(高月淳一郎君)

中山間の千綿地区の中山間の一部の集落で、遊休農地を利用してそこに菜種、菜の花を咲かせたいということでそういう計画を出されて、ボランティアを募って、今年は川棚高校だったと思いますけれど、広報紙に載ったかと思っますけれど、そういった活動をされている所もございます。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

地域で自発的にされているところは本当に良いことだと思いますが、先ほど私が聞いたのは、町としてそういう方を募られて、遊休農地も色んな所にありますので、そういう所を町が借りられる所があれば借りるなり何なり、そこはわかりませんが、場所がありますのでそういう所に皆さんどうですかというような、募られるようなことの考えはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町としてそういう形で取り組むのではなく、私たちが推進したいのは、地区で啓発活動はどうでしょうかと勧めていきたいと思います。町が主体的にはなく、地域で自発的な形での啓発を進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

わかりました。地域と言うか、地域でも良いですし、地域の仲間とかで良いんでしょうけれど、したいのだけれど場所がないとかいうことがあった場合、その場合は町の方でも、農林水産課かわかりませんが、場所の提供などは考えられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

先ほど町長が遊休農地が 21ha あると申しあげましたけれど、農地として使うべきだがよく使われていない土地が 21ha ございます。そして、農地利用状況調査で、再生が困難な農地ということで、そういった農地もございます。その農地というのが約 280ha ございます。いわゆる灌木が生えたり、ちょっと手を入れてもまた同じような状況に戻るということで、こういった土地については農地台帳から外して登記地目を外してくださいと。これを非農地通知と言いますが、農水省の方は非農地通知を積極的に行ってくださいということで通知も来ております。そういった非農地通知、農地についてはやはり農業用で使ってもらおうということが農業委員会の方向性でございます。ただ、非農地通知が発せられる場所については、農地以外の利用ということも可能でございます、農地ではありませんので。

そういった使い方の中で議員ご提案の使い方というのは、十分に有効活用という部分では紹介もできるのかなと。あくまでも所有者は個人さんでございますから、あくまでも紹介はできるのかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。地域の方とか、東彼杵町でこういうことが趣味を持てる方、そういう方を増やすじゃないですけど、そういう方の活動ができるようなことをしていただきたいと思います。

次の2番にいきます。ボッチャの関係で言いますと、町長も先ほど答弁の中でいくつかの市や町とかがされていることは私も後から知ったので、そこまで有名ではないと思っていましたので。

ある程度ボッチャについてはある程度ご存じなのかなと思いますけれど、椅子に座ったままとか、特に、こういう言い方は失礼かもしれませんがご高齢の方の、ものを食べながら、例えばお茶を飲みながらでもできるスポーツなのかなと思っています。特に、公民館の中でもできると思いますので、各地区の公民館に道具と言いますか、安いものでしたら2万円から3万円ぐらい、良いものなら10万円ぐらいするそうですけれど、と聞いています。まず道具があればちょっとしてみようかとなるかもしれませんが、そういうものは、もし自治会の方で購入したいなということがあれば、そういうものには対応できますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、社会福祉の障害者福祉会では、長崎県障害者スポーツ大会においてボッチャが競技種目となっております。東彼杵町からも東彼北松チームで出場をされていたこともあるんです、実はですね。オリンピックになる前からそういう競技をされております。

今後はそういう形で高齢者団体の方の周知を進めてまいりますけれど、先ほども言いましたように、蔵本で支えの場というさくらの会ができたんですが、既にボッチャをしたいという意見も少し挙がったようで、自分たちで購入をされたんですよ。会費と言いますか、そう高くないんですが。非常に盛り上がっているそうです。やはり、家に閉じこもりがちの方が外に出て話をしたりお茶を飲んだりする。蔵本の改善センターであっているんです。だから、そういった形で盛り上がりますので、皆さん方は今度老人会や高齢者の会に私が出向いた時に、そういう話をお聞きしてみます。そういう形で進めて取り組まれるかどうかですね。そういう形になれば健康的に健康寿命を延ばすためにも必要でございますので、もし、予算付けができれば今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

以前、たぶん町民グラウンドを改修した時に県大会の誘致とかの話をしたかなと思うんですけど、その時に町長はねりんピックの誘致を考えていますよというようなことを聞いたかと思いません。まさしく、このボッチャは、今から、もしかしたらねりんピックなどで特にされるのではないかなと思うんですよ。そういう時に東彼杵町がボッチャを広めていますよというようなイメージを県の方とかにも見てもらえれば、そういうことの誘致とかもできるのではないかなと思うんですけど、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この競技に関しましては主に屋内で距離も決まっています、まず、審判員等の養成等も非常に必要なもので、まず、とりあえず楽しむ形から入っていけないかなということで思っております。ボッチャをですね。正式競技というのはルールが厳格に決まっております、距離感とか。本当に審判員の養成もなかなか状況的に今のところ厳しいようでございます。まずは親しむ、私の考えではございますが、家に閉じこもりな方は外に出ていただいて楽しんでいただく。蔵本でも非常に盛り上がったものですから、ボッチャという競技が。だから、そういう形で、この県の大会は県の大会で参加されておりますので、コロナでちょっと今2年ぐらい休んでおられますけれど、お話を聞きしております、確かにそういう形で。ただ、東彼杵町の方針としましては、やはり、交流というか、まずは正式なあれではなくてですね、ボッチャに関しましては。県大会等におきましては、ソフトボールなど話をしていますけれど。

話は飛びますけれど、ホームランコースとかエリアを作らなければいけないものですから、その整備も必要になってきますし、そういう形で県大会は進めていきたいと思っております。ボッチャに関しましては、そういう形で、まだ至っていないという状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

基本的には交流が一番だと私も、交流と高齢者の方の健康維持ですね、と思っているんですけど、今、町長が言われた、例えば審判員などを育てなければいけないとかそういうふうに考えていらっしゃるんですけど、大会を開くとなった場合、審判員の方はたぶんいらっしゃると思うんですよ、町内ではなくて。そういう時は派遣とかもできるはずなんですよ。

ですので、そういう心配はあられるかもしれませんが、そういうところをクリアしていったって、何回も言いますが、どこかがされた後では、東彼杵町は真似ではないですけど、後やったもんねとか。例えば、今、川棚町はホッケー。川棚町しかないということもありますけれど、川棚町はホッケーで目立っていますよね。波佐見町も波佐見高校が、小学生、中学生、高校生野球が強いということで野球の町という形で、たぶん認識をされているんじゃないかなと思うんですよね。そういう意味でいきますと、東彼杵町もソフトボールも盛んではありますけれど、さほど強いとまでは言えないですね。上位にいけないということでなかなか目立っていないかなと思います。今からチャンスがあるボッチャが何とかならないかなと思いますので、再度考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このボッチャの正式な大会は、長崎県の障害者スポーツ大会において行われておりまして、残念ながら東彼杵町が、身障者協会が、もう続けられないということで解散をされてしまったものから、上に続くルートがなくなりましたので、まずはそういう大会ではなくて、私が何度も申しま

すように、支え合いの場とか集落の高齢者の方の集まりで先に一步踏み出せればと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

わかりました。そういうことであればですね。

次に、3 番の旧大楠小学校の利活用ということでお尋ねします。

地域からの要望があつて、避難所ということで今は使う予定でいらっしゃると思うんですけど、校舎の話ですけど、校舎全体を避難所として使われる予定ということでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、旧大楠小学校の2階の教室の3部屋。エアコンの予算を前回お願いいたしまして、緊急防災・減災事業費で取り組ませていただいております。2階の部分ですね、玄関から直接入る所の3部屋。そこはとりあえず上地区の避難所。総合会館まで距離が遠すぎる。川内とか菅無田、法音寺、坂本地区まで包含してですね。各地区のコミュニティ集落センターとかあるんですが、台風などの時にはやはり鉄筋コンクリートでないちょっと厳しい状況の時もございますので、そういうことで2階の教室3部屋だけを今整備をさせていただいているところでございます。

先ほど、立山議員からありましたけれど、日本語学校が今年の4月30日に契約が解除になっておりまして、その後色んなお話もあったんですが、まず、地元の方の説明をしなければいけないので、発表はまだできていませんけれど、やはり、この辺も、千綿もそうですけれど、校舎を使いたいとか、千綿は特に売却はどうかという話もございますけれど、まだ、こういうのは企業的に機微な問題で発表ができないものですから、こういう使い方をするとかは発表できておりませんが、目安としましては、できれば話があった時にはそういう貸事務所とかもあります。地元からのアンケートを取った段階で一番大きかったのが、高齢者福祉施設にできないかという話が第1位に挙がっております。そして、2番目に多かったのが地域コミュニティの活動施設で、集会所とか交流スペースで使わせて欲しいということでございます。また、これも地区の方々とも協議をしなければなりません。

色んな情報が入ってまいりますけれど、まだ具体的に至っていないということでございまして、まずは避難所としての活用を最優先させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

2階の3部屋ですね。避難所ということはわかるんですけど、町長が言われた福祉施設が一番地域の方の要望が多いということなんですけれど、福祉施設といいますのは総合会館にもありますね。そういうところまで来なくてもという意味の福祉施設ということなんですとか。

○議長（吉永秀俊君）



町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは民間が経営をされますグループホームとかデイサービス、それから老人介護施設等というのをそこで使わせてもらったかどうかというアンケートの結果でございます。地区周辺の方ですね。そこが一番安心して、使ってもらったら良いのではないかなという町民の皆さんのご意見でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そういう福祉施設ですね。町長が議員の時に、私と同じ時期の時に大分県の津久見だったですかね、あそこに旧小学校を改造されて老人ホーム、グループホームを作っておられました。そういう形で、例えば大楠地区の方、大楠地区とは限りませんが地区の方が、そういう所に将来的に入所をされるとかそういう意味の福祉施設とかという形で捉えてよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も、確かに立山議員と同じく議員の時に大分県に視察をさせていただいた時にそういう施設がございまして、ここが地元から話がありますのは、たぶんそういう利用もしたいということでございます。

まず、問題になりますのは、あと改造をしなければいけないということで、エレベーターとか部屋の間仕切りとか、そういうことで具体的な話が進んでいないんですが。たぶん、地元の方はそこで活動をされて、近いからですね、活動できたら良いなという感じも入られているのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そういうことで、地域の方の話であれば、良ければ進めていただければと思います。

もう一点、去年も質問させていただいたと思うんですけど、プールについてその後何か活用するか進展みたいなことはあったでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

プールにつきましては、現在計画はございません。検討はしているんですけど、なかなか判断が難しいところです。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

プールについて調べてみたんですけど、鹿児島県の南さつま市の電子機械器具メーカーエルムというのがございますけれど、どなたかご存じでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

把握しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そこが廃校プールを活用した太陽光発電。鹿児島と岡山県の方で 10 何戸かを使って今年の 1 月からされているということなんです。今後、今 SDGs とかあっていますので、こういう太陽光発電をされる企業とかが増えてくるのかなと思うんです。そういう所に研究をされて、今後もし使う所があるのであれば東彼杵町も手を挙げてなるべく有効活用をされた方が、先ほども同僚議員が言われましたけれど、財政的に厳しいと思いますので、例えば、町にあるものがお金に代わるのであれば、そういう所は使わせてもらうというようなことをやっていかなければいけないかなと思うんですけど、そういう所に、例えば、研究ではないですけど、そういう人を探すとかは全くされていないということですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう探すとか何とかはしていませんけれど、確かに立山議員がおっしゃるように、太陽光発電で、山肌を削って設けられたところが土砂災害などの発生もございますので、状況的には、そういう形で使わせていくのが一番良いかなと思うんですが、まずはそういう方向性を出したら地元の方のご意見をまずお伺いしなければいけないので、今のところ防火用水の役目も果たしているかなと思って、そのままプールはしていますけれど。そういう形で今後話があればまず研究をさせていただきたいと思っております。

話は戻りますけれど、先ほどの遊休農地の件で 1.8 倍の課税評価をした所は、東彼杵町はないそうでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そうですね、町長が言われるとおり、地域の方のご意向等をよく聞いていただいていたきたいなと思っております。

もう一点なんですけれど、プールを活用できるのかどうかというのは未知数なんですけれど、今、水耕栽培というのと魚の養殖を組み合わせた循環型農法アクアポニックスというのがあるみたい

なんですよ。これは関東の会社がされているみたいなんですけれど、水槽で魚を養殖して、そこでふんとかが出ますね。それを水槽の上で栽培をして肥料として回すという形でされているみたいなんですけれど、その水槽を、例えば、プールを大きな水槽と考えた場合、廃校のプールなんかを今後使われる所が出てくるのではないかなと、これは私のあくまでも想像というか予想なんですけれど。ところが、無いとも限らないと思いますので、こういう所も将来的に増えてくれば、もし使って良いと、旧大楠小学校のプールをですね。そうならば有効活用になるかなと思います。いろいろ探してみるというのが大事かと思いますので、その点についてまずは順番でいくと地域の方に活用方法を聞いて、もし活用方法が自由ということであれば公募なりされて、そこでなければ町の方からの提案という形で、出していただけないかなと思うんですけれど、そういう順序を踏んでやっていただけますか、ちなみに。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この水耕栽培で野菜等を栽培するのは、大体屋内で企業がされているんですよ。これはなぜかと言いますと、害虫がほとんど来ない。だから無農薬でできる。水耕で栽培してそのまま出荷もできる。洗浄も何もしなくて良いそうですね、その大企業とかは。だから、そういう形で考えておりましたけれど、私がプールを利用して循環型というのは全然知識はございません。もし、そういう話がありましたら、まず先ほども言いましたように地元の方との協議をさせていただいて、企業とそのままジョイントができれば進めても良いのではないかなと考えております。

まずは、やはりなんと言っても学校の設置、プールの設置につきましても地元の方の意見を聴かないと。私が1つ反省しておりますのは、ベトナムからの日本語学校の時も、当初、非常に地域と亀裂が生じたような形で、話し合いの時にもこっちの順番が間違ったりしていたもんですから、だからそういうことで、まずは地元優先でお話を進めさせていただいて、その後了解を得られればそういう形で動くということでございます。そういう方向でいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

確認だけさせていただきます。以前質問した時に、旧大楠小学校のプールなんですけれど、プールの土地を貸していただくとか譲っていただく方がいらっしゃいますので、学校の施設以外には使いにくいんですよみたいなことを町長が言われたんじゃないかなと思うんですけれど、私の聞き間違いか覚え違いかわかりませんが、そういうことがありましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

プールにつきましても、税財政課も何度も地元に出向きまして、どういう方向でいくか解体をするのか、土地をどういう方向で使うのか話を進めていっていたんですが、地元の皆さんの合意ができていないということで、しばらく時間をおかなければいけないようになりました。最初はそうい

う形で解体して、駐車場とかそういう形の方向的には話があったんですが、まだ地域全体の話  
ができていないということでございまして、今、そのままになっております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

土地を提供された方とかは関係なく、あくまでも地域の方ということでよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

土地を提供された方のご意見も当然お聞きしなければいけません、方向性として町がこうしま  
すということが今のところできないということでございます。以上でございます。

○——△——

以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、2 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 48 分）

再 開（午後 01 時 12 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

次に、4 番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先に通告しておりました点についてお伺いをいたします。

1 点、新型コロナワクチン接種等について。

新型コロナウイルス感染症の影響は、ワクチン接種が始まってでも感染力が強い変異した「デルタ  
株」等によりますます感染が拡大し、首都圏はもちろん、危機的状況にありましたが、国内での感  
染率は、幾分か低下してまいりました。

しかしながら、ドイツをはじめ諸外国では、ワクチン接種を 70%以上したにもかかわらず、感染  
が拡大している現状です。更に、通告書を出すときは発表されておりましたが、11 月末に、  
新たな変異株オミクロン株の感染が南アフリカで確認され、入国者への感染も確認されたところ  
であります。

政府も落ち込んだ経済対策の立て直しを講じようとしておりますが、年末年始にかけて人の動き  
も激しくなり、第 6 波となることも予想されます。ワクチンの種類や効果についてもマスコミなど  
で発表されておりますが、接種した人でもどの程度の抗体や免疫ができていないのかかわらない状態  
です。個人個人が感染対策を常に執ることは言うまでもありません。

国内では、5月末に12歳以上の小児へのワクチン接種が承認され、6月1日から適用されましたが、米国においては、ファイザー社のワクチンが5歳から11歳までを対象に開始され、日本においても令和3年11月10日に薬事承認申請がなされています。厚労省は、3回目のワクチン接種の準備を進めていますが、次の点についてお伺いをいたします。

①本町として現在までの年代別や男女別のワクチン接種率はどのような推移なのか。

②ワクチン接種は、今後の計画としてどの様に進めていかれるのか。

③基礎疾患等でワクチン接種をできなかった人への対応はどのようにされているのか。また、しなかった人へは勧奨をされると言われておりましたが、効果はあったのか。

④学校教育の中で、子どもたちに対するワクチンの接種意義や効能、また、副反応、アナフィラキシー等について、どの程度説明されているのか。また、保護者の理解度はどういう状況なのか。

⑤国や県からの通達は、どういった内容のものが来ているのか。以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えいたします。

(1)の年代別や男女別のワクチン接種率がどのような推移かということでございますが、2回のワクチン接種が終了した方の割合を年代別で見ますと、11月末時点において10代79.6%、20代80.9%、30代84.7%、40代84.6%、50代90.8%、60代95.0%、70代95.5%、80代以上94.3%となっており、長崎県や全国の接種率と同じく年代が上がるほど高くなる傾向になっています。また、男女別の接種率につきましては、男性が89.7%、女性が90.7%とおおむね同水準となっているところでございます。

(2)の今後の計画でございますが、現時点におきまして、国から正式に通知を受けている3回目となる追加接種の対象者は、2回目の接種完了から、原則8か月以上経過した18歳以上の方とされています。そのため、2回の接種が終了した方から順に追加接種の対象となり、本町におきましても医療従事者等から追加接種を実施いたします。

現在、町内医療機関と自院での接種、他院での接種について調整を進めており、早い医院では12月16日の接種開始に向けて準備を進めているところでございます。次に、高齢者施設等の入居者や施設従事者に対しては、1月に入ってから当初接種時期と同様に施設内において実施することといたしております。

したがって、集団接種につきましては、来年2月2日開始を予定をいたしております。本年5月末から7月までに2回の接種が完了した65歳以上の方へは2月から3月にかけて、また60歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方、保育士等優先接種の対象者として本年7月末に2回接種を完了した方からは来年3月末に。その他の方で本年8月から9月に2回接種を受けられた方は、来年5月の実施を予定いたしております。

集団接種に関しましては、いずれも日時を指定した上で接種券と合わせて3週間程度前には個別で案内を送付する予定にしています。

また、追加接種を希望する方全員が接種を受けられるよう、町内医療機関と連携の上、6月以降

には個別接種の体制を確保してまいります。

なお、先日、岸田総理が所信証明演説の中で新たな変異ウイルス、オミクロン株への対応のため、既存ワクチンのオミクロン株への効果等を一定程度見極めた上で、優先度に応じ追加承認されるモデルナを活用して8か月を待たずにできる限り前倒すとされたことから、今後、国の動向を見ながら接種時期の見直しについて必要に応じ、町内関係医療機関とも協議を行いながら適切に対応してまいりたいと思っています。

およその人数でございますが、2回接種完了、4月が148人、5月が437人、6月が1,518人、7月が1,868人、8月が1,169人、9月が1,033人、10月が163人、11月が56人となっているところでございます。

追加接種に使用するワクチンでございますが、初回1、2回に接種したワクチンの種類に関わらず、メッセンジャーRNAファイザー社、モデルナ社ワクチンを使用。モデルナ社のワクチンは、追加接種に向けて薬事承認審査中でございます。本町ではファイザー社ワクチンが11月24日に1箱、これは1,170回分でございます。納品がっております。

それで、12月13日から26日の間に更に1箱納品の予定でございますが、以降の供給計画はまだ未定でございます。ファイザー社ワクチン、2月から3月分の接種分に対して県全体で129箱、約15万回分不足の見込みでございます。小規模自治体においても、モデルナ社のワクチン使用を検討するよう県から指示がいただいているところでございます。

職域、学校を含むでございますが、職域接種で令和4年3月から開始を予定。運用方法は、初回接種と同様モデルナワクチンを使用予定ということでございます。

(3)の接種をできなかった人への勧奨の件でございますが、ワクチン接種は、体調の良い時に受けるのが基本で、特に基礎疾患のある方は症状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は避けた方がよく、医師の予診の結果、接種が見送られることがあります。集団接種では、予診の結果21名の方が当日の接種を受けられなかったため、後日に改めて接種を希望される方へは再度予約を取り直していただくよう案内をいたしております。

また、未接種者に対する接種勧奨につきましては、2回接種が未了の高齢者156人に対して8月2日に、65歳未満の未接種678人に対しては9月24日に個別に案内を送付をいたしております。

元々、時期を遅れた接種を予定した方もいたかと思いますが、8月以降の集団接種におきまして2回接種が完了した高齢者が39人、10月以降に実施した個別接種において219人が接種を終えられたことから、勧奨通知による効果が一定あったものと考えているところでございます。

(5)の国や県からの通達でございますが、9月22日付で、厚生労働省予防接種室から追加接種の体制確保に関する事務連絡が発出されて以降、これまで追加接種の対象者や接種期間、使用するワクチンや注射針などに関する通知を数多く受け取っております。他にも追加接種の接種間隔に係る例外的取扱に関する事務連絡等も受けているところでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私の方からは4点目と5点目についてお答えいたします。

まず4点目でございますが、学校においては保健の学習で小学校6年生と中学校3年生が、一般的な感染症とその予防について学習するようになっております。

内容としましては、感染症の種類、感染の仕方、感染症の予防について学習し、小学校においては予防の1つとして予防接種があることを取り扱っております。中学校では、より詳しく学習しますが、教科書には、予防の中の抵抗力を高める1つとして、免疫の仕組みを応用した予防接種があることと、その予防接種の仕組みの学習で、ワクチンには生ワクチンと不活性ワクチンがあり、どちらも稀に副作用が起こると記述されております。

したがって、中学3年生のレベルでは、一般的なワクチン接種についてその意義や効能について学習しております。しかしながら、新型コロナウイルスに関しては、学習内容としては取り上げておりませんし、学校集団接種でありませぬので特に説明は行っておりません。

それから保護者の理解度については、結論から言いますとわかりませぬ。ワクチン接種については、役場の健康ほけん課から保護者宛に直接案内がっておりますので、学校や教育委員会もどんな説明があり、何名接種したのか把握しておりませぬ。それから保護者からの問い合わせもあっておりませぬ。

続いて学校関係にまいりました通知でございますけれども、文部科学省から県教育委員会を通じて6月に集団接種を実施することについての考え方及び留意点等についてということで、これは通知ではなく学校への周知依頼という形でありました。

内容としましては、1点目が学校集団接種に関する考え方。2点目が、児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取り扱いと副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取り扱い。3点目が、ワクチン接種を受ける、又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることがないように細心の注意を払うこととのお願いがっております。

この3点目の差別に関連しまして、9月には高校入学者選抜の配慮事項として、またワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方、そして11月には学校衛生管理マニュアルの改訂の周知依頼が来ております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

#### ○4番（浪瀬真吾君）

このコロナ感染症は、非常に世界的にも広がっておりまして、特に今度のオミクロン株については、ある程度の外国からの入国者を制限していただいている関係で今のところは何名かの感染しか確認されておきませぬが、非常にやっかいなウイルスだと思っております。

そういったところでもう一回確認をしておきたいと思いますが、コロナウイルス感染症で最もよくある症状とか、あるいは時折みられる症状、重篤な症状というのは、町の方ではどういった感じで捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

私も専門家でないのでよくわからないのですが、報道関係では、まず発熱ですね。それから倦怠感、それから味がしなくなる味覚障害。そういうことで感染の確定というか検査もしますけれど、

役場の方でも捉えていますのは、皆さんにお願いしているのは手洗い、マスク、換気。これだけはまだしばらく徹底をお願いできないかなと思って情報を流しているところでございます。今度、15日に区長会もございまして、再度、今0ではございまして、17日間連続長崎県では0ではございまして、浪瀬議員おっしゃるようにまだわかりません。オミクロン株は、特に症状が現れないで市中感染をする方向もあると報道されています。まだまだ未知のウイルスでございまして、当然そういうことはまず私が思っていますのは、役場の職員からそういうことを徹底をしていきたい。朝に申し上げましたように、今度、ワクチンの接種業務あたりもしなければいけないんですが、鳥インフルエンザ等も重なった時に、職員から感染者を出してしまうと、全部その場所は閉鎖しなければいけません。まずは発熱、それから倦怠感、のどの痛み、味覚障害等がないか毎回、体温計も玄関に置いておりますし、そういう形で確認は各課いたしているところでございます。そういうところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

過去に、今年に入ってからだと思いますが、町内で感染者が発生したわけですが、その中では大体軽症で済んだのか、重篤な状態に陥られたのか、その辺の情報は個人情報で私たちの方には流れてまいりませんでした。そういったあれは、特段町内では心配するようなことはなかったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

詳細なことはわかりませんが、クラスターが発生したところでお尋ねしたところ、自宅で感染の経過を見ながら治癒したということでございました。非常に苦しかったそうです。重篤化にはならなかったんですが、そういう場所で、自宅療養と言いますか、そういう形で治していったということでございます。重篤化したかどうかは、情報が私たちも観察することはできませんでした。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

特に、今、報道等でも言われておりますが、新しい飲み薬というのがアメリカの大手製薬のメルクが開発した飲み薬のモルヌピラザルというのが、軽症と中等症の方に事前にやって抵抗力を、重篤にならないような方法があるということで、年内もひょっとしたらされるのではないかと承認申請も出ておりますね。そういったところの、国からの通達は現在のところ来ていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。



○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

国や県の方から、そういった情報については、正式な通知というのは入ってきておりませんで、こちらとしても報道ベースで把握しているという状況です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今回のオミクロン株というのは、いろいろWHOでも段階的に最も懸念される変異株とか注目すべき変異株、あるいは簡易種の変異株とありますけれど、VOCとかVOIとかいうアルファベットでありますが、そういったものの、どういったもので感染したとか、その詳しい情報は本町ではわからない、ただコロナに感染したというだけの話なんではないでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

デルタ株につきましても、感染したとか医学的な情報が入ってきませんで、全部報道関係で知ったような感じでございます。

オミクロン株の情報によりますと、スパイクが全然違う、今までの細胞に取り込む。ただし、そこまで重症化しないのではないかという意見もありますし、まだわからないというところがございまして、今のところ政府が水際対策で、ほとんど検疫所で止まっている形で私たちも期待をしておりますが、先ほど言いましたように、いつなるとき市中感染するのか。前回の新型コロナウイルス感染症の広がりも見て、ずっと0だった所もやはり人流、人の動きとか、そういう形になっておりますので、今後、情報を厚労省から発出いただければ、そういうことで町としても対策をとっていきたいと思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほど町長が言われたように、このオミクロン株というのは、30か所以上のアミノ酸のところに、細胞に入り込んで侵していくというようなことで、これまでのデルタ株としたら非常に感染力が強いと。アフリカ辺りでも、デルタ株が流行った所はそれが置き換わって流行しているというふうな、そういった話も出ているわけですが、これが日本に入ってきて感染が少しでも広がっていけば、止め口が無いと。また新たなウイルス、このオミクロンよりも新たなウイルスも発生する可能性もあるわけですね。ですから、これから年末年始にかけて、人が接触する機会も多くなると思いますが、東彼杵町ではそういった時にどのような呼びかけ、先ほどから言われておりますように、手指消毒とか三密を避けるとかあると思いますが、どういったことを強く町民の方に呼びかけていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、飛沫感染と言うか、そういう状況を見えてきておりますので、町としましては大人数による飲み会とか、そういうのはちょっとまだ自粛をしてくれと。まず役場で、いつも会う家族や各課、少人数のグループでは認証店などを使ってもいけると思うんですが、やはり、町としましても消防の出初式、区長会も懇親会も延期をしておりますし、そういった形で、大人数による飛沫感染がどうしても警戒せざるを得ないのかなと思っておりますので、小グループと言いますか、いつも会う人たちはできると思うんですが、他所の、例えば町外県外からの交わりとなりますと、非常に厳しくなるものですから、そういうのは町としては指針を示しております。

区長会でも 15 日にお話をさせていただきたいんですが、まだしばらくは。本来なら経済も回していかなければいけないんですが、ちょっと 1 月、年を明けて様子を見るまでは非常に厳しいのではないかと考えております。そういうことで、町としてはそういう指針を示しておりますので、今からはそういう集まりは、全て懇親会は中止と。区長会の打ち上げも、本当は忘年会をしたかったんですが、それもしないと決めて方針を定めているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

ただいま町長の答弁では、飲み会あたりもしないという答弁でございましたけれど、やはり一部では経済対策とか、そういったものの中で、そういったことも、4、5 人ぐらいなら良いだろうということ。

話しに聞けば、町の職員も 4、5 名ぐらいなら各課別に良いということ聞いておりますが。そこをちょっと確認しておきたいと思いますが、私もその辺までは良いのかなと思ったりしておりますが、先ほどの答弁とすればちょっと違ったような感じがいたしておりますので、そこはどのように。やはり、私たちも町民の方から聞かれた場合に、町の職員の皆さんもこれだけ自粛してされていきますとかいうことも言わなければならない場合もあるわけです。ですから、その辺ははっきりさせておきたいなと思っておりますので答弁をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が課長会で皆さんと検討した結果、いつも会う人たちのグループ、いつも会う人たちのグループではそういう懇親会もやって良いだろうと、しかし長時間に及ばない、換気が良い所、短時間で。しかし、やはり 20 人、30 人、50 人となりますとそう簡単にいかないということで、そういうことでございます。

ただ、情勢においては、今のところ 0 ですけれど、もし感染者が数が増えてきた時は、一気に全面的に中止をしなければいけないと考えておりますので、状況を見ながら。ただ、言いますように、本当に飲食業界も疲弊をされておりますので、何とか経済の活力にも少し少人数にもなればなどと思って、私も判断をしたわけでございます。今、浪瀬議員がおっしゃったように、町民の皆さんにも自粛をせざるを得ない時には、役場職員が真っ先にやはりそういうのは中止をしなければいけないということで考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

特にこの新型コロナウイルス感染症に対しては、一番神経をとがらせているのは、一般の方はもちろんですけど、医療機関や福祉施設の方などは特に入院されていても面会に行けない。身内であっても一緒に住んでいる方以外は面会ができないとかですね。福祉施設もそうなんですけれど、施設に入っている親にだって会えないというような状況が続いていたわけですね。そういったところとの連携と言いますか、そういった町からの通知とかそういった要望とか、そういったことを常にされているのかどうかですね。確認をされているのか。どういう状況なのか、その辺は係がしていると思いますが、どういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう施設等の確認は、残念ですが、申し訳ないですがしておりません。

ただ、先ほども議員さんがおっしゃいましたように、状況を見ながら、皆さん方に閉塞した社会を続けてお願いせざるを得ない時になれば、今、長崎県がそういう形で情報を出していただいたものですから、長崎県はそういう開放をするような形になっておりまして、他所の町に聞いたら、島だけでは全職員、町民の方も開放する。地区地区によってだいぶ違うんですね。

東彼杵町は、なぜこれだけ警戒をするかと言いますと、県境でもありますし、本当に移動が激しい所でございます。うちの町は特殊的な存在でもございますので、注視をして警戒をしながら。ただ、今回そういうご意見もございますので、もう一度課長会を開いて職員の意見を聴いてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

ところで、今、昨日の発表によりますと、1 回目の接種をした人が 9,997 万人ぐらい、78.9%、2 回目した人が 9,777 万 7,000 人ほど、これが 77.2%ほどということで 6 日に発表されております。昨日の感染者数は、現在のところ 1,230 人ほど、新規感染者数が 115 人ということで、累計が 107 万 2,779 人といったことで、これは内閣府の方から発表されているようですけど。今後、特にこの冬場は、先ほどもありましたけれどインフルエンザと新型コロナウイルス、どちらかわからないような熱が出たり、いろいろするわけですが、そのような時に、医療機関などに電話したりするのが当然でしょうけれど、町の方針としてはどのような対策、初期対策をされるのかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が非常にわかりにくいと医学の先生方もおっしゃっています。ただ、一緒に併発した場合は非常に重篤になる可能性もあるということを知っています。

おります。ですから、熱が出たという時には、通常は保健所の方に連絡をします。個人病院に行かれる方は、医院で別に設けて検査をされる所もございます。まずどういう形で、どちらか、インフルエンザか新型コロナかとわからない時にはそういう保健所との協力を得ながら検査をするのかどうか。

今、うちの町の医院の方もそういう状況で来られた時に、わからないような時には、別室とか、例えば外に設けておられる所もございますので、そこで検査に入ると。そして検体を送るという方法を執られているようでございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そこで、やはり初動をはっきりして、感染を拡大させないような対策を町の方も町民の方もいろいろ共有しながらいければなと思っていますので、その辺は啓発等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、小中学生のワクチン接種についてなんですけれど、私がお尋ねしたかったのは、10歳以上ということで接種率も言われたわけですが、小中学生の、高校生は学校が違いますからわかりにくいと思いますが、町内の小中学生の接種率あたりは詳しくわかっていないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

小学校中学校という括りでの数字は整理しておりませんで、12歳から14歳ということで整理しておりますのが73.0%、それから15歳から19歳が82.7%、いずれも11月末時点の数字となっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今、12歳から14歳ということでありまして、73%ぐらいということではありますが、例えば、小中学生の間では基礎疾患はなかなか稀だろうと思ひますが、大人の接種率に合わせたらちょっと低いのかなと感じがしております。そこを先ほどから私も質問をしておりますように、保護者が、小中学生の場合は特に保護者の理解がないと、個人だけの判断するのはなかなか難しい面もあろうかと思うんですよね。ですから、そこはどのような、接種されなかった人にはそのまま個人の意思で済まされているのか。どうですかという勧奨と言ひますか、そういったものの対策はされていひないのか。教育委員会とか、あるいは健康ほけん課の範囲内だと思ひますが、どういった状況なんでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それにつきましては問題がございまして、ご両親がどうしても打たせたくないという所はこちらから無理にというか、どうしても打ってくださいと言われなし、そういうところが非常に厳しいところでございまして。今後、また問題になるのは、今、12歳まででございすけれど、5歳から11歳までの問題も出てきますし、今後どのように対応するのか国においても議論をされているところでございすので、その状況、推移を見ながらどういう対応をすれば良いのか、こちらから強制的ということはできませんので、やはりまだ未成年の方は保護者の権限でお願いをしているところなんです。保護者も一緒にワクチン接種の集団接種の会場にはお見えになる。そういう状況も一緒に、予診とかされる時も一緒に同席されておりますのでそういう形で、今のところどういった方法をとれば良いのか、こちらも決断しかねるところでございす。以上でございす。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

やはり、この感染が今流行している一つの要因も若年層、接種をしていない子どもたちから広まっているという報道もされている状況にありますので、やはりその辺も接種の意義を十分に理解していただいて、副反応、アナフィラキシーとかそういったものもあろうかと思いますが、その辺もよく研究されて感染を拡大させないような対策を立てていただければなと思っております。

そういったことで、まず東彼杵町、今の段階では、全国で報道をされている、長崎県でも相当の期間、感染者0ということで一部安心しているところでございすけれど、まだわかりませんので、これも、新たな、先ほども言いましたように、新たな変異株が発生してどういうふうになっていくのか。上乘せして変異した株の変異した株ということも考えられていきますので、その辺も十分町民の方に理解をしていただいて、対策を立てていただけるような方向性を持っていただければなと思っております。

そういったことで、お互いがこのコロナに対しては、神経をとがらせて、年末年始、特にそういった人との密接する機会をなるべく減らして、お互いの健康の維持に繋げていければなと思っていきますので、今後ともその辺を周知徹底をよろしくお願いして私の質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、4番議員、浪瀬真吾君の一般質問を終わります。

ここで消毒のために暫時休憩します。

暫時休憩（午後1時50分）

再開（午後1時52分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

先に通告しておりました2点につきまして質問をいたします。

まず1つ目、廃材物の放置について。

東そのぎグリーンテクノパークから千綿宿太ノ浦線を上ること600mくらいの所に車の離合場所があります。その場所に大量の抜根した茶樹等が放置されております。そこで下記について伺います。

1つ目、町としては認識しているのか。

2つ目、今年8月の豪雨で赤木地区の茶畑の土手等がかなりの被害にあったと聞いております。その置き場所なのか。

3つ目は、一次的に置いている場所なのか。

4つ目は、普段は自衛隊の大型車両が何台も通るため、かなりの広い離合場所が必要であると思うがどうか。

大きな2つ目です。木場本線改良工事と子どもたちの通学路について。

この木場本線はかなりの長期にわたって施工しておられますが、子どもたちの通学路としても関係ある中で、以前大きな木々に囲まれ滑りやすく、暗く、イノシシ等が出て安全面でも問題があり、伐採して欲しいと質問したこともあります。その後地区等の協力も得ていくらか明るくなったと、通るたびにありがたく思っております。そこで下記について伺います。

1つ目、いつごろの完成予定なのか。

2つ目、通学路は、今はまっすぐであるが、完成した場合は新道の方に変更なのか。この2点につきまして質問いたします。登壇での質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えをいたします。(1)から(3)までまとめて答弁をいたします。

議員ご指摘の箇所は、10年ほど前から、町道の陰切りで伐採した支障木の仮置き場として使用している箇所でございます。ここ2、3年は新規の搬入はしておりませんでした。8月豪雨で被災を受けた河川の調査設計をする際に支障となりますダンク類を借り置きをしております。

清掃工場への処分を予定しておりますが、持ち込むためには十分乾燥させる必要があったことから、その場所に仮置きをしております。11月中の搬出を予定しておりましたが、天候が悪い日が数日間続いたことから搬出作業ができておりません。今月中の搬出を予定し、シルバー人材センターと打ち合わせ中でございます。

次に(4)、自衛隊等の大型車両の件なのですが、宿太ノ浦線の工業団地より上は、道路幅員6mで整備しており、自衛隊車両と一般通行車両が離合するにはどちらかが停車をしないと離合できない箇所が数箇所あることは把握をいたしております。そのために離合箇所として7か所設置、アスファルトで舗装をしております。

また、その他に以前改良工事を実施した時の旧道の残地と思われる箇所が未舗装であります。数箇所ございます。議員ご指摘の箇所には、この未舗装の箇所のうちの1か所であり、町としては離合場所として設置管理しているわけではございません。

次に、大きな2番目でございますが、木場本線。完成予定は令和4年9月の完成を予定しているところでございます。以上、登壇しての答弁といたします。

○議長（吉永秀俊君）

続いて教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

尾上議員の大きな2の質問の(2)通学路についてお答えいたします。

通学路の変更については、新しい道路と現在の道路と比較してどちらのルートが通学路として適切なのか、学校、保護者、地域の方で現地の状況の確認を行い、十分検討した上で校長が教育委員会に変更届を提出することになります。特に問題が無ければ通学路として登録をいたします。以上でございます。以上で登壇しての答弁といたします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

先ほど町長が言われたあれですけど、廃棄物は何年前からのものが置いてあるんですか。すみません、ちょっと聞き忘れました。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど回答いたしましたように10年ほど前から陰切りの方でそこに置くようにしていました、仮置き場として利用している箇所でございますが、ここ2、3年は新規の搬入はしておりませんが、この前の8月豪雨で被害を受けた河川の調査設計をする時にどうしてもダンクを切らないと測量ができないということで、本来ならすぐ清掃工場に持って行って焼却をするんですが、清掃工場から乾燥したものでなければ受け入れないということでございましたので、そこで乾燥している途中でございます。明日から撤去に入るとということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今月中に焼却場の方に持って行くということでわかりました。

特に、この何年間は豪雨災害が続いております。そういった中で業者に頼むにしても、おそらくシルバーさんに頼むにしても、置き場というのが大変必要になってくるのではないかと感じております。10年前からということで、木などの廃材物などは腐れると、置いて置けば腐れるということになるんですけど、やはり、今の状態だったらもっと奥の方に置いて置けばよかったんですけど、ちょうど大型車両とぶつかりそうになったと。ちょうどその所でぶつかりそうになったからなぜかなということでの私の質問でもありました。

先ほど、同僚議員が町道の話をした時に、225kmという数字が出たんですけど、波佐見町や川棚町よりかなり長いということになってくれば、こういった災害辺りが増えてきますとやはり業者さんなりシルバーさんとか、そういった人たちをお願いをせざるを得ない。町で切つてすればいいのかもしれませんが、やはりそういった人たちに頼まないといけないとなれば、こういった廃材物

が増えてくるのではないかと。今から、特にですね。

今回の場合は、ただ置き場と、何かの置き場と表示してあれば良かったんでしょうけれど、やはり何もないということで、ちょっと私も問題にしました。今後こういったケースがかなり増えてくるのではないかと考えておりますので、是非とも、表示か何かをしておいてもらえば納得されたのではないかと考えております。そこの辺りを今度業者さんとかシルバーさんに頼む場合は、そういった中で、そういった置き場の今からの確保ですね、確保をお願いできれば、お願いしたいなと考えております。この廃材物については、今月、繰り返しますけれど、廃棄されるということでもよろしく願いいたします。町長の見解をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

仮置き場と表示をしますと、他の色んなごみも集積する可能性がございますので、なるべく早急に移動させるんですが、もう一点、目立たない所も、町有で確保している場所もございますので、今後はそっちの方に持って行くとかですね。

ただ、ここは離合場所ではございません。離合場所はちゃんと補装をしているんですよ。残地が残っているという形になっておりますので、ここだけではなく、不法投棄というの、宿太ノ浦線の山の所にごみをいっぱい捨てられたというのもちょっと多発しているもんですから、そういう状況でごみを捨てる、置くという場所は設けたくないなと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そういったことでもよろしく願いしておきます。

2つ目の木場本線改良工事、子どもたちの通学路についてですけど、前回質問をさせてもらった時に、子どもたちが学校まで、木場の上から歩いて通っているということで、イノシシや雨が降った時は滑りやすいということで、そしてまた暗い。安全面でのあれが大変厳しいということで質問させていただいたんですけど、その後、地区の方とか、町がされたかちょっとわからないですけど、極めて明るくなくなっていました。

そして、今回、この木場線は、もっと上までですね、途中まで、線で区切って今年終わると、今年度の予算で終わるということで、終了するというので先ほどの同僚議員の発言の中でもありましたけれど、この質問する前はもっと上まで話があったのではないかと考えているんですけど、そして、やはり子どもたちが今の線を、新しい線を行った時に、かなり安全面が厳しい。そういった声があったもんですから、もしあれば直接なのか、下の方に、今の新しい道に今度校区として通学路になるのか、そこのあたりでちょっと疑問点があったもんですからお伺いしたような次第です。

その中で、工事が終わり次第どちらのルートになるかわからないですけど、地区の方たちと、先ほど教育長が言われたとおり、地区の方とPTAの方とか関係者の方とかと十分話し合っ。特にあそこは曲がりくねって距離的にも長いし、どうも子どもたちの安全面を考えた場合にちょっと私は心配だなと考えておりますので、そこの辺りも含めてPTAとか地区の方とかにお願いして、私の



質問の話を終わりたいと思います。

そういうことで教育長、もう一回よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

通学路を決める際は子どもの安全が大事でございます。安全ということ言えば交通安全、それから防犯、防災、この視点があるかと思えます。交通安全面も、これからあの道ができた時交通量はどうか。車のスピードとかですね、歩道と車道がきちんと分けられているのかどうか。あと、道幅は新しい道の方が幅が広いので安全かなと思えますし、傾斜も緩やかになっていますので歩きやすいのかなと思っておりますが、今度はカーブができてきます。以前は直線でしたけれど、カーブになるということになります。距離的には国道に下りるのは近いんですけど、それから塩屋の方に回りますので、結局合流点とすればあまり距離的には変わらないかなと思っておりますので、そういう色んな視点から検討していただきたいなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

これで終わります。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これで6番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時10分）

再開（午後2時17分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第4 庁舎整備特別委員会調査報告の件（委員長報告、質疑）

○議長（吉永秀俊君）

日程第4、庁舎整備特別委員会調査報告の件を議題とします。本件について委員長の報告を求めます。橋村庁舎整備特別委員長。

○庁舎整備特別委員長（橋村孝彦君）

委員会調査報告書。

令和3年9月定例議会において設置された庁舎整備特別委員会の調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査事件 役場庁舎整備に関わる調査について

2 調査年月日 令和3年10月8日、27日及び11月15日

3 場所 役場議場

4 調査の経過並びにその結果

当委員会として3回の委員会を開催し、10月27日は副町長に出席を求め詳細説明を受けた後、質疑応答を行いました。

役場庁舎整備計画については、先に執行部から現庁舎では令和6年度までに耐震補強か、何らかの対策が必要とのことで、総合会館への移転を提示されておりましたが、総合会館は第3類建造物であり自然災害に対する備えの脆弱性が指摘されております。

行政の一義的役割は町民の生命、財産を守ることであり、それ故に役場庁舎は行政と防災の拠点であり、その機能を併設したものでなければなりません。

昨今の自然災害は想定を超えた被害が各地で頻発しております。

係る現状を鑑みれば、数十年先を見据えた視点が重要であり、執行部からも議会としての方向性を早期に示して欲しいとの要望から、建設に関わった議会として後世に誇れる庁舎を残すべきとの意見を多数決により決定し、新役場庁舎は、図書館（教育センター分室）、むつみ荘、農民研修センター等を解体し、既存施設を移転して、新庁舎（議会棟を含む）を建設することが望ましいとの結論に至りました。

建設時期については、来年度実施される現庁舎の耐震診断の結果並びに今後の償還計画等を執行部と議会ですべて協議、研究して決定されることを望みたい。

なお、彼杵児童体育館敷地案や町が示した計画案を基に町民の意見を聴取すべきとの意見や白紙の状態での町の担い手である若い人の意見を反映させるべきとの意見がありました。

結論に至った理由

#### ①総合会館への移転の場合

役場庁舎内で、社会福祉協議会（社会福祉法人）や子育て支援センター（NPO法人おんぶにだっこ）と言えども民間事業者が同居することは違和感があること。また、共有することにより、窮屈になり本来の役所機能及び防災機能の低下が懸念されること。

#### ②現庁舎改築の場合

自然災害時の対応に不安があること。また、敷地面積も狭く庁舎の改築費用に見合う長寿命化は期待できないこと。

#### ③図書館（教育センター分室）一帯の場合

図書館（教育センター分室）、むつみ荘、農民研修センターは、建設後40年以上経過し耐震性も無く、現在、雨漏り等が随所に見られ、近い将来、解体を余儀なくされることが想定される。

①②案に比べ図書館一帯は敷地も広く、昨今、頻発する自然災害への対応も可能であり未来に残せる役場庁舎建設が可能な立地条件である。

ただし、建設費用が多額であり今後の財政状況が憂慮されるので議会としても何らかの対応策は必要であろう。

なお、機能、規模、レイアウト等は執行部提案を斟酌したい。

また、実質公債費比率、将来負担比率等、今後の財政的な推移は副町長資料を参照願いたい。

以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから委員長に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。

本件は、委員長の報告のとおり報告済みといたします。

## 日程第5 議案第68号 東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第5、議案第68号東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第68号東彼杵町放課後児童健全育成施設設置条例の制定についてでございます。

提案の理由といたしまして、旧東彼杵町立千綿小学校の教室棟及び運動場の一部を放課後児童健全育成事業の実施施設として活用するにあたり、行政財産として管理するため提出するものでございます。詳細につきましては町民課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

町長に代わりまして説明をいたします。

提案の理由にもありましたように、旧千綿小学校の教室棟及び運動場の一部を放課後児童健全育成事業の実施施設として活用するにあたり、行政財産として管理する必要がありますので本条例の制定をお願いするものです。

条文の方をご覧いただきたいと思えます。まず第1条に目的を掲げております。児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業を実施することを定めております。

次に、第2条に名称及び位置を掲げております。名称は、千綿小学校放課後児童健全育成施設とし、位置は、東彼杵郡東彼杵町平似田郷740番地になります。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

この条例の施行の時期なんですけれども、来年4月1日から施行とする。これは来年4月1日ではなく、来年1月1日とか早めにした方が望ましいのではないかと思うので。やはり早くできないというのは準備が必要なんですかね。ここを町長にお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、水道施設が、今度、補正予算の方に上げさせていただいておりますが、その期間がどうしても急にできなかったということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

この健全育成施設の利用者は現在何名ぐらい、今は改善センターでされていると思いますが。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

現在登録者の数は47名となっております。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第69号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第70号 東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第6、議案第69号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第70号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第69号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例。

提案の理由としまして、町立体育館として管理する必要があるため提出するものでございます。

次に、議案第70号も同様に町立体育館として管理するための議案でございます。詳細につきましては、いずれも教育長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議案第 69 号及び議案第 70 号のいずれも本年の 9 月 1 日をもって移転しました旧千綿小学校の体育館につきまして町立体育館として管理する必要がありますので、条例につきまして必要な改正を加えるものです。

まず、議案第 69 号からご説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。第 1 条の表中に大楠体育館の下に千綿体育館、位置が東彼杵町平似田郷 740 番地を追加いたします。

附則としまして、令和 4 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

次に、議案第 70 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例について説明いたします。

こちらにも新旧対照表をご覧ください。別表の体育館使用料につきまして、大きさに大楠の体育館及び千綿の児童体育館とほぼ同じ大きさでありますので、使用料の区分につきましては、3 の千綿児童体育館の次に、旧千綿小学校の体育館であります千綿体育館を追加して料金を設定するというふうに改めるものです。

こちらにも令和 4 年 4 月 1 日の施行といたしております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、議案番号を告げてから質疑をしてください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 69 号、議案第 70 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 69 号、議案第 70 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8 議案第 71 号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例**

**○議長（吉永秀俊君）**

日程第 8、議案第 71 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

それでは、議案第 71 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、健康保険法施行令等の一部改正により、産科医療補償制度の見直しによる出産育児一時金の支給額を見直す一部改正のため提出するものでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長に代わり健康ほけん課長。

**○健康ほけん課長（松下陽子君）**

町長に代わりまして、議案第 71 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

現在、出産育児一時金の支給額は 40 万 4000 円とされまして、これに産科医療補償制度の掛け金である 1 万 6000 円を加算して総額 42 万円を支給しておりますけれども、健康保険法施行令等の一部を改正する政令によりまして令和 4 年 1 月 1 日から産科医療補償制度が見直されまして、当該制度の掛け金が 1 万 6000 円から 1 万 2000 円へと引き下げられることとなっております。

一方で、少子化対策としての重要性に鑑みまして、支給総額については 42 万円は維持すべきとされたことから、出産育児一時金を現行の 40 万 4000 円から 40 万 8000 円と引き上げるため条例の一部改正を行うものでございます。

こちらの改正につきましては、令和 4 年 1 月 1 日からの施行となっております。

東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する説明は以上となります。よろしく願いいたします。

**○議長（吉永秀俊君）**

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 71 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 72 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 9、議案第 72 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 72 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）でございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 7735 万 8000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、東彼杵町事業所応援給付金 1500 万円、彼杵小学校校舎屋上防水改修工事 1250 万円、農地等災害復旧工事費 9110 万円。

歳入の主なものは、国庫支出金 2926 万 4000 円、県支出金 8876 万 5000 円等でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 72 号についてご説明いたします。

それでは、17 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。

まず、このページにもありますが、4 節職員共済費につきましては、負担金率の改正により予算

が不足することから、見込みにより追加したものになります。以降、説明は省略いたします。また、給与や手当についても、人事異動等により調整を行っております。そちらについても説明は省略いたします。

18 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般管理費 18 節負担金補助及び交付金の人事交流負担金は、本年 4 月から県との間で行っております人事交流について、当該職員間の人件費差額分を町が負担する必要があることから 350 万円計上いたしました。

次の 7 目企画費 12 節委託料の東彼杵町紹介動画制作業務委託料は、当初予算において町の PR 動画作成を計画しておりましたが、撮影素材であるイベント等がコロナ渦により多数中止となったことから作成を断念し、53 万 4000 円皆減いたしました。

9 目電子計算費 12 節委託料の長崎県セキュリティクラウド更新対応庁内ネットワーク変更業務委託料は、長崎県及び県内市町共通で導入しておりますセキュリティシステムの更新に合わせて、本庁のネットワークを更新する必要があることから、その業務委託費用を追加しています。その他、併せて節全体で 272 万 8000 円計上いたしました。

10 目地域づくり推進事業費の 18 節負担金補助及び交付金の持家奨励補助金は、今年度申請見込みから 390 万円追加いたしました。その下のコミュニティ助成事業助成金は、自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業について、追加の採択があったことから、新たに 3 地区への助成金 530 万円を追加しています。空き家活用促進奨励金につきましても、今年度申請見込みから 300 万円を追加いたしました。

20 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目税務総務費 3 節職員手当等については、新年度課税事務に時間外手当が不足する見込みから 58 万 9000 円追加いたしました。

21 ページになります。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 1 節報酬は、マイナンバー対応のため会計年度任用職員を増員しており 168 万 3000 円追加いたしました。なお、こちらの費用につきましては全額国の負担となっています。

23 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 27 節繰出金は、国保及び介護の特別会計補正に合わせ、法定内繰入分をそれぞれ追加し、合計で 859 万 9000 円追加いたしました。

3 目障害福祉費 19 節扶助費になります。障害者医療等の給付費について、利用増加により予算が不足することから、今年度の給付見込みから合計 1578 万 7000 円追加いたしました。

6 目後期高齢者医療費 18 節負担金補助及び交付金になります。県に対する後期高齢者医療給付費の負担金になりますが、昨年度の療養給付費精算により減額となったため、890 万 6000 円減額いたしました。

24 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節委託料の地域子育て支援拠点等移転工事設計業務委託は、総合会館保健センター 2 階部分の機能移転を計画し設計業務費用を予算化させていただきましたが、庁舎移転を含め再度検討を行うため業務を取りやめ、1030 万円皆減いたしました。

2 目児童運営費 22 節償還金利子及び割引料は、子ども・子育て支援交付金等の前年度補助金について、実績から精算を行い返還金として計 360 万 3000 円計上いたしました。

25 ページになります。5 目児童手当費の 12 節委託料は、児童手当の制度改正によりシステム改修の必要が生じ、改修費用 74 万円を計上しています。なお、児童手当改正に係る費用は、全額国



の負担となっております。

26 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目予防費 3 節職員手当等は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施することから、時間外勤務手当費用 150 万円を追加いたしました。その下、12 節委託料の新型コロナウイルス予防接種委託料は、ワクチンの個別接種に係る委託費用を見込みから追加しております。その他、システム改修費用も計上し、節全体で 437 万 1000 円計上いたしました。

27 ページになります。6 款 1 項 3 目農業振興費 12 節委託料の日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業委託料は、そのぎ茶 PR の追加事業を行うため 209 万円追加しております。その下、18 節負担金補助及び交付金の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、東彼杵町地域農業再生協議会への補助になりますが、農水省に対する農業関係の申請は今後電子申請で行うこととなっており、データの改修が必要となることから、改修費用 165 万円を計上しております。いちごビニールハウス強靱化事業補助金は、県の支援でビニールハウスの長寿命化を図るよう計画しておりましたが、協議の結果、調整がつかず事業を取りやめ 261 万 2000 円皆減いたしました。ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金は、そのぎ茶産地乗用加速化組合に対し、乗用茶摘み機等含め茶用機械 3 台の購入助成を行う費用で、830 万円を計上いたしました。14 節工事請負費の三根地区排水対策工事は、大雨時に蔵本井手から水が大量にあふれ、町道通行に支障が生じており、排水対策を行う工事費用を追加しております。

29 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金の商工振興事業補助金は、コロナ渦の影響で複数のイベントが開催できなかったため、東彼商工会に対する補助金を 519 万円減額しました。飲食店緊急営業継続支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店に対する営業支援を行った結果、実績により残額 1395 万円を減額しております。東彼杵町事業所応援給付金は、感染症の影響を受けている事業所に対し、再度支援を行うものになります。12 月の売上が、昨年もしくは一昨年に比して 20%以上減少している事業所に対し 10 万円を給付いたします。飲食店に対する費用として 450 万円、飲食店外に対する費用として 1050 万円をそれぞれ計上しております。東彼杵町工商业者情報発信支援事業補助金は、町内事業所の情報発信を行うため東彼商工会が構築するウェブサイトに対し助成を行う費用 455 万円を計上いたしました。なお、これら新たな事業につきましては、地方創生臨時交付金を財源としております。その下、4 目道の駅管理費 12 節委託料になります。道の駅物産館に白蟻が発生したため、その駆除費用 158 万 7000 円を計上いたしました。

飛びまして、32 ページをお願いします。8 款 2 項 4 目社会資本整備交付金事業費 12 節委託料の交通実態調査業務委託料です。大野原高原線については、次年度事業再評価を行うため将来交通量を算定する必要があり、調査業務を委託する費用 300 万円を計上しております。

34 ページをお願いいたします。8 款 6 項 1 目住宅管理費 10 節需用費の施設修繕費は、町営住宅に係る修繕費が不足しており、見込みから 113 万 9000 円追加しております。

37 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目常備消防費 12 節の広域市町村圏消防事務委託料は、今年度の広域消防の負担金について、確定の結果、予算が不足することから 565 万 6000 円を追加いたしました。

次の 2 目非常備消防費とその下 3 目消防施設費は、当初、消防 6 分団詰所の駐車場用地を購入し

て求めるよう計画しておりましたが、その後交渉により借り受けるよう変更しましたので、16 節の公有財産購入費 230 万円を皆減し、13 節使用料及び賃借料を 1 万円計上しております。

39 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費の光熱水費は、空調の使用や千綿小学校移転に係る仮設電源設置により電気料金が予算不足となることから、見込みにより 180 万円を追加しています。また、施設修繕費については、千綿小学校移転に伴い修繕費用が不足することから、60 万円追加いたしました。その下、14 節工事請負費の彼杵小学校校舎屋上防水改修工事は、彼杵小学校校舎屋上の防水シートが劣化し雨漏りが発生していることから、改修を行う費用を計上しています。

40 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目学校管理費 14 節工事請負費の東彼杵中学校管理諸室棟 1 階トイレ改修工事は、排泄障害をもつ方にも配慮したトイレへ改修する費用を計上いたしました。

41 ページになります。10 款 5 項 5 目文化財保護費 12 節委託料は、町内の遺跡箇所では複数の建築申請があり遺跡の試掘調査を行う必要が生じたため、調査費用 100 万円を計上いたしました。

43 ページをお願いいたします。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費 18 節負担金補助及び交付金の給食費単価差補填助成金は、当初予定していた給食費単価では食材費に不足が見込まれ、不足分を補填するため 106 万 7000 円を計上しました。

44 ページをお願いします。11 款 1 項 3 目農地等災害復旧事業費 14 節工事請負費は、今年度 8 月に発生した豪雨により被災しました農地 21 地区、施設 5 地区の復旧費用 9110 万円を計上しました。

45 ページになります。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 14 節工事請負費は、令和 2 年発生千綿川災害復旧工事につきまして、今年 8 月の豪雨により追加工事の必要が生じたことから、費用を追加しています。

戻りまして、8 ページをお願いいたします。このページから 2 番歳入になります。9 ページに移っていただいて、14 款 1 項 3 目災害復旧費分担金は、農地等災害復旧費の地元負担金 391 万 8000 円を収入として計上しております。

10 ページをお願いいたします。16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金では、障害者に対する給付事業等の国負担分を計上し、目全体で 936 万円追加計上しました。

2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料については全額国の負担となりますので、390 万 9000 円を計上しています。

3 目土木費国庫負担金は、令和 2 年災千綿川災害復旧工事に国の負担分 681 万 3000 円を追加計上しております。

11 ページになります。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では、マイナンバーに係る人件費の国の負担分や、感染症で影響を受けた事業所支援の財源として地方創生臨時交付金を追加し、目全体では 622 万円追加計上いたしました。

2 目民生費国庫補助金では、児童手当の制度改正に係る経費の国負担分 100 万円を追加しております。

3 目衛生費国庫補助金では、ワクチン接種に係る人件費等の国負担分を 196 万 2000 円追加しております。

12 ページをお願いします。17 款 1 項 1 目民生費県負担金については、障害者に対する給付事業

等の県負担分 439 万 2000 円を計上いたしました。

13 ページになります。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、茶用機械の購入助成であるが、さき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金等、農業事業の県の負担分を加減し、合計 627 万 3000 円計上いたしました。

8 目災害復旧事業費県補助金では、今年の 8 月豪雨による農地等災害復旧工事の県の負担分 7804 万円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、持家奨励金等の財源として 845 万 6000 円を基金繰入としています。その他、基金に関しては、歳出の減額に伴い基金繰入金を減額いたしております。

15 ページになります。22 款 6 項 4 目過年度収入は、子どものための教育・保育給付費等について、前年度実績による精算を行い、国県負担金の不足分を収入するもので、176 万 3000 円計上いたしました。

5 目雑入は、コミュニティ助成事業の財源として自治総合センターから収入する金額 380 万円を計上しています。

16 ページをお願いいたします。23 款 1 項 2 目土木債は、令和 2 年災害の遠の久保川災害復旧工事の追加工事分の財源として、緊急自然災害防止対策事業債から 2390 万円を起債収入として計上しております。

4 目災害復旧債は、今年度発生しました農地等災害復旧工事等の財源として、災害復旧事業債から 1000 万円を起債収入として計上しています。

6 目教育債は、東彼杵中学校のトイレ改修工事について、学校教育施設等整備事業債から 350 万円を起債収入として計上しています。歳入については以上となります。

戻りまして 4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正です。木場本線道路改良事業については、翌年度の繰越をお願いするものでございます。

5 ページになります。第 3 表地方債補正です。こちらに載せております 4 事業の起債について限度額等、補正を行ったものでございます。

最後に、1 ページから 3 ページまでの第 1 表、6 ページ、7 ページの事項別明細書、46 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 72 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- |        |          |                                    |
|--------|----------|------------------------------------|
| 日程第 10 | 議案第 73 号 | 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 11 | 議案第 74 号 | 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）   |
| 日程第 12 | 議案第 75 号 | 令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  |

**○議長（吉永秀俊君）**

次に、日程第 10、議案第 73 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 11、議案第 74 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12、議案第 75 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

議案第 73 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 305 万 4000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 2350 万 4000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なもの、特定健康診査等事業費 309 万 9000 円の減額。歳入の主なもの、特別交付金 309 万 9000 円などの減額でございます。

次に、議案第 74 号令和 3 年東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5870 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 7724 万 7000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、保険給付費 5870 万円。歳入の主なものは、国庫支出金 1396 万 4000 円、支払基金交付金 1584 万 9000 円などでございます。

次に、議案第 75 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 33 万 3000 円追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1933 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 33 万 3000 円。歳入は、一般会計繰入金 33 万 3000 円でございます。詳細につきましては、いずれも健康ほけん課長に説明させていただきます。慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長に代わり健康ほけん課長。

**○健康ほけん課長（松下陽子君）**

議案第 73 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、町長に代わりご説明いたします。

資料の 9 ページの歳出をご覧ください。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、マイナンバーカードの被保険者証としての利用を推進するため、マイナンバーカードの取得方法や取得のメリットを記載しましたリーフレットを作成するため、4 万 5000 円を追加計上いたしました。

次に 11 ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診率向上のため、未受診者への受診勧奨事業を国保連合会などとの共同事業として計画しておりましたが、こちらが長崎県の国保ヘルスアップ支援事業により実施されることとなりましたため、特定健診受診率向上事業委託料 309 万 9000 円を全額減額をいたしました。

続きまして 5 ページの歳入をご覧ください。1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税につきましては、財政安定化支援事業の繰入金が増額したことによりまして、48 万 4000 円を減額計上いたしております。

次に6ページお願いいたします。3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードの被保険者証としての利用推進リーフレットの作成経費に対する補助金として、4万5000円を追加計上いたしました。

次に7ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出でご説明をいたしました特定健診受診率向上事業委託料減額に伴いまして、特別交付金から同額の309万9000円を減額いたしております。

戻っていただきまして、1ページから2ページの第1表、3ページから4ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなりますので説明を省略させていただきます。以上で議案第73号の説明を終わります。

続きまして、議案第74号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

資料の12ページ、歳出をお願いいたします。2款1項の介護サービス等諸費につきましては、9月までの利用実績を踏まえまして1目の居宅介護サービス給付費に1094万円、3目の地域密着型介護サービス給付費に1303万2000円、5目の施設介護サービス給付費に3287万2000円、9目居宅介護サービス計画給付費に119万3000円を追加計上いたしました。14ページ以降の歳出につきましても同様に、9月までの利用実績を踏まえまして、過不足が見込まれます介護給付費についてそれぞれ追加計上又は減額の計上をいたしております。

続きまして、5ページの歳入をお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、歳出でご説明いたしました介護給付費の増加に伴いまして626万4000円を追加計上いたしております。

次に6ページお願いいたします。3款1項1目の介護給付費負担金につきましては、介護給付費の増額である5870万円に対しまして、国の負担割合であります施設分が15%、その他分が20%に相当します985万5000円を追加計上いたしております。

次に7ページをお願いいたします。3款2項1目調整交付金（総合事業調整）につきましては、こちらも同じく介護給付費の増額に対しまして7%分の410万9000円を追加計上しております。

続けて8ページの方では、支払基金の負担割合である27%分の1584万9000円を、それから次ページの9ページの方では、長崎県の負担割合であります施設分が17.5%とその他分が12.5%に相当します922万2000円を、更に、次のページ10ページの方で、東彼杵町の負担割合であります12.5%分733万7000円をそれぞれ追加計上いたしております。

続きまして、11ページお願いいたします。8款1項1目繰越金につきましては、介護給付費の増額分の財源とするために、留保してございました繰越金528万6000円を追加計上いたしました。

戻っていただきまして、1ページから2ページの第1表、3ページから4ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなりますので説明を省略させていただきます。以上で議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算（第1号）につきまして、町長に代わりご説明をいたします。

それでは、資料の方6ページ、歳出の方をご覧ください。2款1項1目の保険料等納付金につきましては、令和3年度の後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定負担金の確定に伴いまして33万

3000 円を追加計上いたしました。

続きまして 5 ページの歳入をお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました保険基盤安定負担金の増額に伴いまして、同額の 33 万 3000 円を追加計上するものです。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなりますので説明を省略させていただきます。以上で議案第 75 号の説明を終わります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 08 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾